

**令和7年度 第1回
福島市地域公共交通活性化協議会**

日時：令和7年6月26日（木）15時00分～

会場：福島市役所 複合棟312会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 報 告

①令和6年度事業報告 ······ 資料 1

②令和6年度決算報告及び会計監査報告 ······ 資料 2

③路線バス医大松川線の利用状況について ······ 資料 3

(2) 協 議

①令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の
認定申請について ······ 資料 4

②西口循環バスの利用状況及び今後の対応について ······ 資料 5

③バリアフリー化設備等整備事業（福島市生活交通改善事業計画策定）
について ······ 資料 6

④福島県北圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づく
ダイヤ改正案について ······ 資料 7

(3) その他の議題

3 閉 会

資料 1

福島市地域公共交通活性化協議会 令和6年度事業報告

1. 協議会開催状況

	開催日	会場	参加者	主な報告・協議事項
第1回	R6. 7. 25	市民会館 502号室	20名	○令和5年度事業報告 ○令和5年度決算報告及び会計監査報告 ○「県北圏域地域公共交通利便増進実施計画」策定について ○地域で支える交通（小さな交通）支援事業について ○「パークアンドライド事業」について（経過報告）
第2回	R6. 8. 22	書面開催	22名	○乗合路線バス「大笹生・蓬萊小経由医大線」の経路変更について
第3回	R6. 10. 25	書面開催	22名	○県北圏域地域公共交通利便増進実施計画の本市関連部分に関する意見について
第4回	R7. 1. 19	書面開催	22名	○路線バス「医大・水原線」の再編について ○松川水原乗合タクシーの運行開始について
第5回	R7. 2. 26	三河台学習 センター 講義室	19名	○令和6年度事業の経過報告 ・県北圏域地域公共交通利便増進実施計画策定について ・パークアンドライド事業について ○福島駅西口循環バスの実証運行について ○地域で支える交通支援事業（小さな交通）について ○新シルバーパスポート制度について ○福島市地域公共交通計画の変更について ○路線バスの事業計画変更について ○令和7年度公共交通等事業計画（案）について ○令和7年度予算（案）について

令和6年度福島市地域公共交通活性化協議会 決算報告

資料2

歳入決算額	5,655,137 円
歳出決算額	5,655,137 円
差引残額	0 円

【歳入】

(単位 : 円)

款	項	目	予算現額	決算額	増減	内容
1	負担金補助及び交付金		5,653,000	5,653,000	0	
	1 負担金		5,653,000	5,653,000	0	
	1 負担金		5,653,000	5,653,000	0	・福島市地域公共交通活性化協議会負担金
2	諸収入		1,000	2,137	1,137	
	1 雑入		1,000	2,137	1,137	
	1 雑入		1,000	2,137	1,137	・預金利子
	合計		5,654,000	5,655,137	1,137	

【歳出】

(単位 : 円)

款	項	目	予算現額	決算額	増減	内容
1	運営費		737,753	680,383	▲ 57,370	
	1 旅費		53,000	5,000	▲ 48,000	
	1 普通旅費		53,000	5,000	▲ 48,000	・地域公共交通利便増進計画の策定に係る関係市町村協議等
2	需用費		660,753	660,753	0	
	1 消耗品費		621,703	621,703	0	・事務用品購入
	2 印刷製本費		39,050	39,050	0	
3	役務費		24,000	14,630	▲ 9,370	
	1 手数料		24,000	14,630	▲ 9,370	・各種振込手数料
2	事業費		4,916,247	4,974,754	58,507	
	1 需用費		13,200	13,200	0	
	1 修繕料		13,200	13,200	0	・事務用品購入
	2 委託料		4,517,047	4,216,429	▲ 300,618	
	1 委託料		4,517,047	4,216,429	▲ 300,618	○地域公共交通利便増進実施計画策定に係る調査等業務委託 ○パークアンドライド関連業務委託 ・パークアンドライド乗車券印刷 ・パークアンドライドWEB・紙面広告掲載委託 ・パークアンドライド駐輪場管理業務委託 ・パークアンドライド受付業務用車両レンタル業務委託 ・パークアンドライド案内看板等作成業務委託 ・パークアンドライド駐輪場管理業務委託2
	3 工事請負費		385,000	385,000	0	
	1 工事請負費		385,000	385,000	0	・パークアンドライド駐車場安全施設設置工事
4	負担金補助及び交付金		1,000	360,125	359,125	
	1 負担金		1,000	360,125	359,125	・福島市への返納金（予算残額）
	合計		5,654,000	5,655,137	1,137	

監 査 報 告

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱第14条第1項の規定により、事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における福島市地域公共交通活性化協議会会計の収支決算、帳簿及び証票書類を監査した結果、適正かつ正確であると認めたのでこれを報告いたします。

令和 7年 6 月 26 日

監 事 鈴 木 泰 雄 印

監 事 小 澤 和 枝 印

路線バス医大・松川線の利用状況について

1. 概要

令和7年2月26日に開催された令和6年度第5回福島市地域公共交通活性化協議会において、福島交通が自主運行する医大・金谷川線の廃止が条件付きで承認されました。

旧医大・金谷川線の利用者は主に県立医大の学生、職員と考えられますが、廃止により医大・松川線にシフトすることが想定されるため、利用者の使いやすいダイヤ等を検討することが課題となっていました。

今回の協議会では、4月1日から5月30日までの医大・松川線の利用状況と福島交通と調整したダイヤ改正案について報告するものです。

【医大・金谷川線廃止による課題】

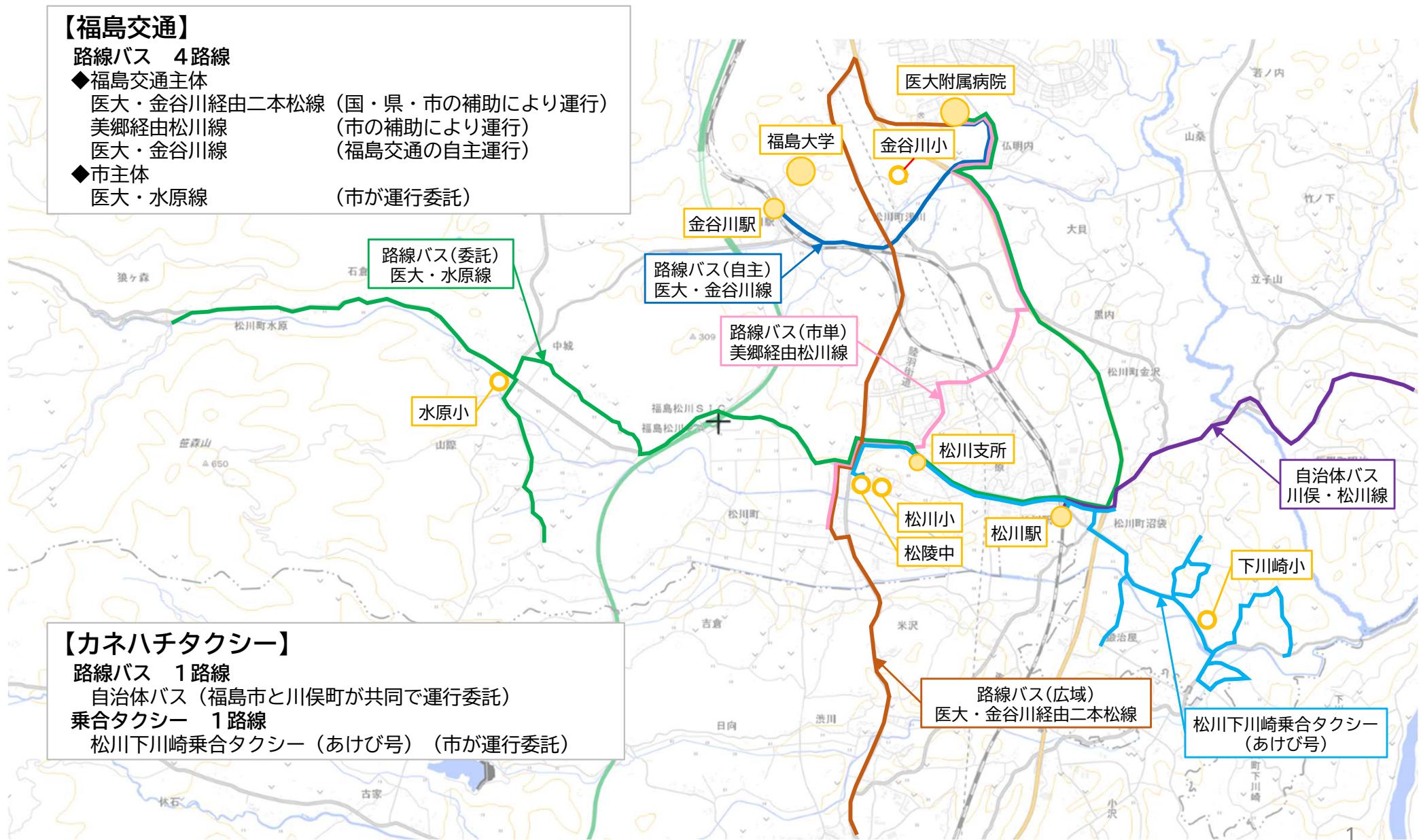
- ・松川地区の公共交通再編を進めるため、重複する路線の統合は理解できる。また、福島市地域公共交通計画で二次拠点として位置付けている「松川駅」へ医大方面からの利用者を集約することができる。
- ・一方で、年間で延べ1万人程度、医大病院への通勤、通学に利用されていることから、医大・松川線のダイヤで輸送の供給量が充足するのか懸念される。また、利用駅が金谷川駅から松川駅に変更となることについて、市外利用者への周知方法にも課題がある。

【医大・金谷川線廃止の条件】

- (1) 統一の廃止については、現利用者に配慮し、影響を最小限にとどめるよう、利用データを分析するとともに、乗りこぼすことのないよう医大・松川線のダイヤ等に反映すること
- (2) 利用者への周知徹底を行うこと

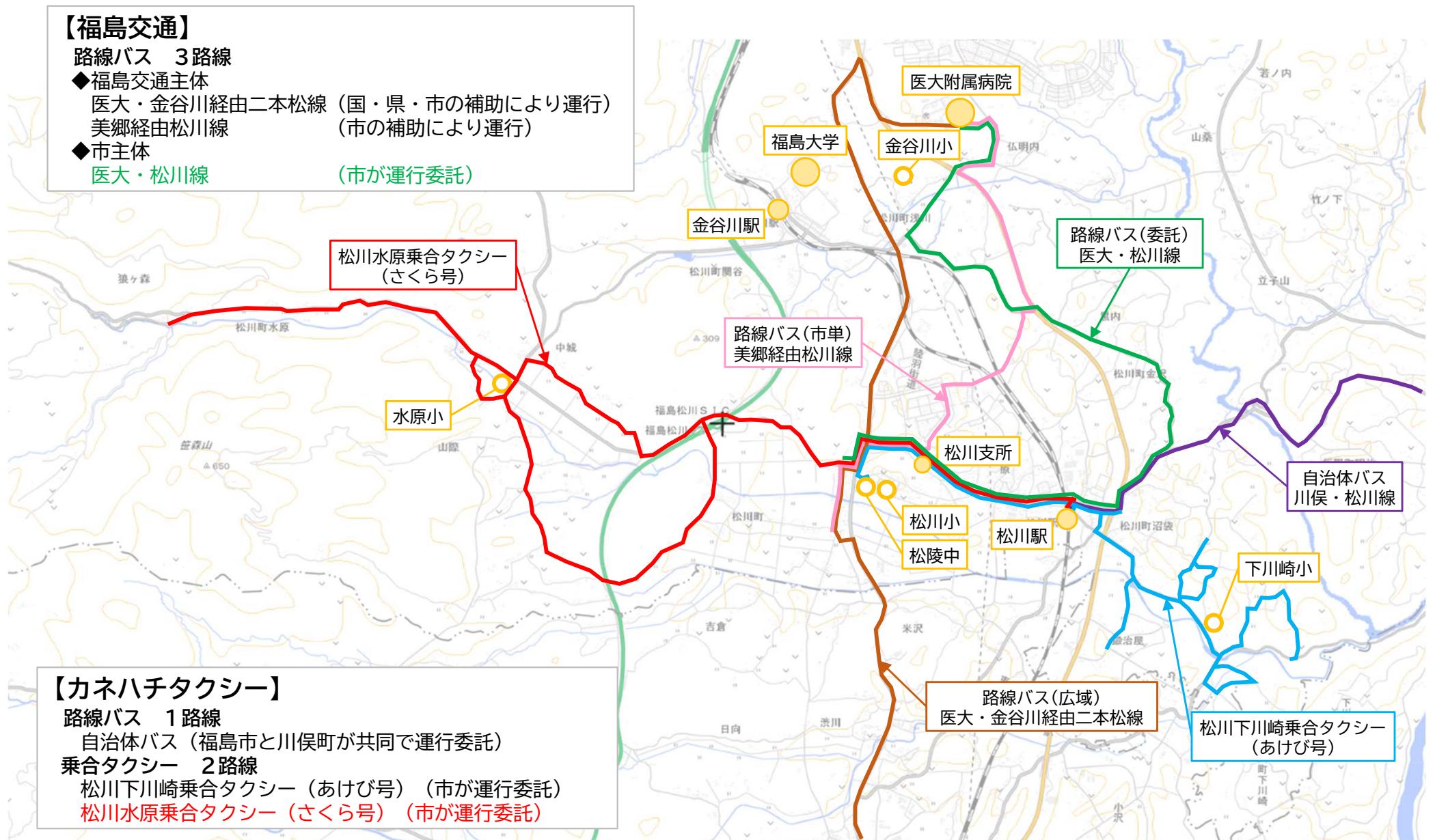
松川地区の公共交通路線図（令和7年3月末まで）

松川地区 公共交通路線図

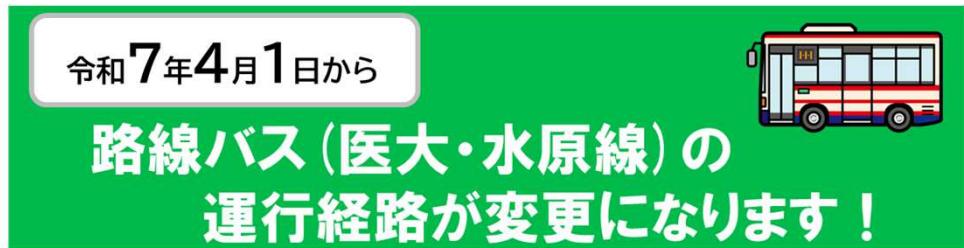


松川地区の公共交通路線図（令和7年4月現在）

松川地区 公共交通路線図



医大・松川線の運行概要 (R7.5.17現在)



現在運行中の路線バス(医大・水原線)の再編にあたり、
松川町の浅川地区、金沢地区を経由する経路に変更する
実証運行を実施します。

通勤、通学、通院やお買い物など、ぜひご利用ください。



(お問い合わせ)
(発 行) 福島交通福島支社 TEL : 024-535-4102
福島市交通政策課 TEL : 024-525-3762 ※裏面に時刻表あり

停 留 所

新設の停留所は、既存の金谷川小学校スクール
バス停留所と概ね同じ場所になります。

1 医科大学前	2 医大病院	3 寺屋敷	4 西向	5 梧桐内	6 蛇森	7 上明内	8 旧分校前	9 下西勝沢	10 赤堀	11 第九町会集会所前	12 金沢入口	13 北原	14 松川駅	15 北芝前	16 松川新町	17 松川支所	18 松川町	19 松川本町
新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設

時 刻 表

平日のみ運行

1日3往復 (6便)

医科大学前→松川本町

停留所名	第1便	第2便	第3便
1 医科大学前	11:26	14:19	17:19
2 医大病院	11:27	14:20	17:20
3 寺屋敷	11:29	14:22	17:22
4 西向	11:30	14:23	17:23
5 梧桐内	11:32	14:25	17:25
6 蛇森	11:32	14:25	17:25
7 上明内	11:34	14:27	17:27
8 旧分校前	11:34	14:27	17:27
9 下西勝沢	11:35	14:28	17:28
10 赤堀	11:37	14:30	17:30
11 第九町会集会所前	11:37	14:30	17:30
12 金沢入口	11:38	14:31	17:31
13 北原	11:39	14:32	17:32
14 松川駅	11:41	14:34	17:34
15 北芝前	11:43	14:36	17:36
16 松川新町	11:44	14:37	17:37
17 松川支所	11:46	14:39	17:39
18 松川町	11:47	14:40	17:40
19 松川本町	11:50	14:43	17:43

松川本町→医科大学前

停留所名	第1便	第2便	第3便
19 松川本町	7:40	9:15	12:45
18 松川町	7:41	9:16	12:46
17 松川支所	7:42	9:17	12:47
16 松川新町	7:44	9:19	12:49
15 北芝前	7:45	9:20	12:50
14 松川駅	7:47	9:22	12:52
13 北原	7:49	9:24	12:54
12 金沢入口	7:51	9:26	12:56
11 第九町会集会所前	7:52	9:27	12:57
10 赤堀	7:52	9:27	12:57
9 下西勝沢	7:54	9:29	12:59
8 旧分校前	7:55	9:30	13:00
7 上明内	7:55	9:30	13:00
6 蛇森	7:57	9:32	13:02
5 梧桐内	7:57	9:32	13:02
4 西向	7:59	9:34	13:04
3 寺屋敷	8:00	9:35	13:05
2 医大病院	8:03	9:38	13:08
1 医科大学前	8:04	9:39	13:09

運 費

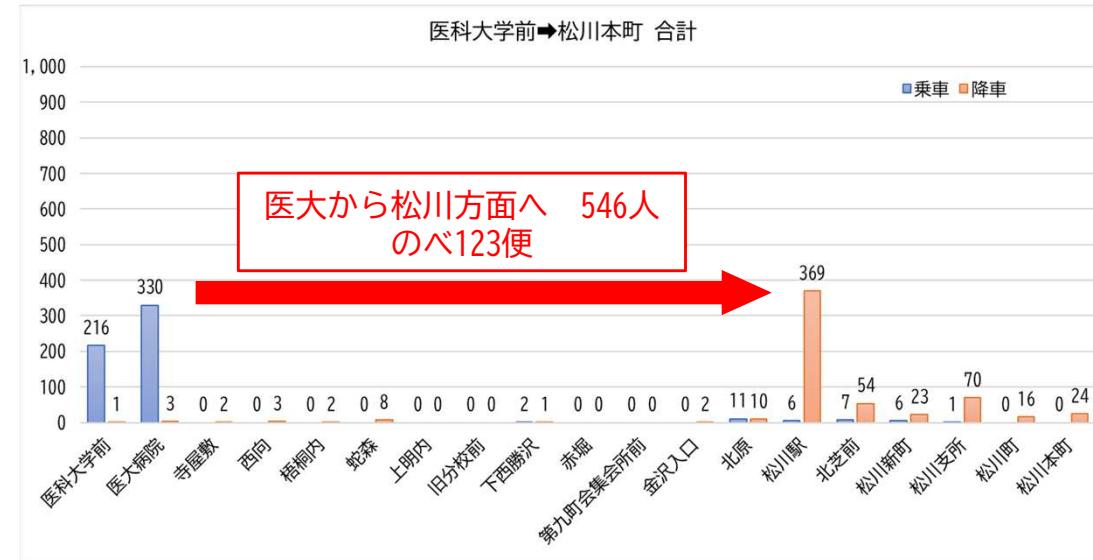
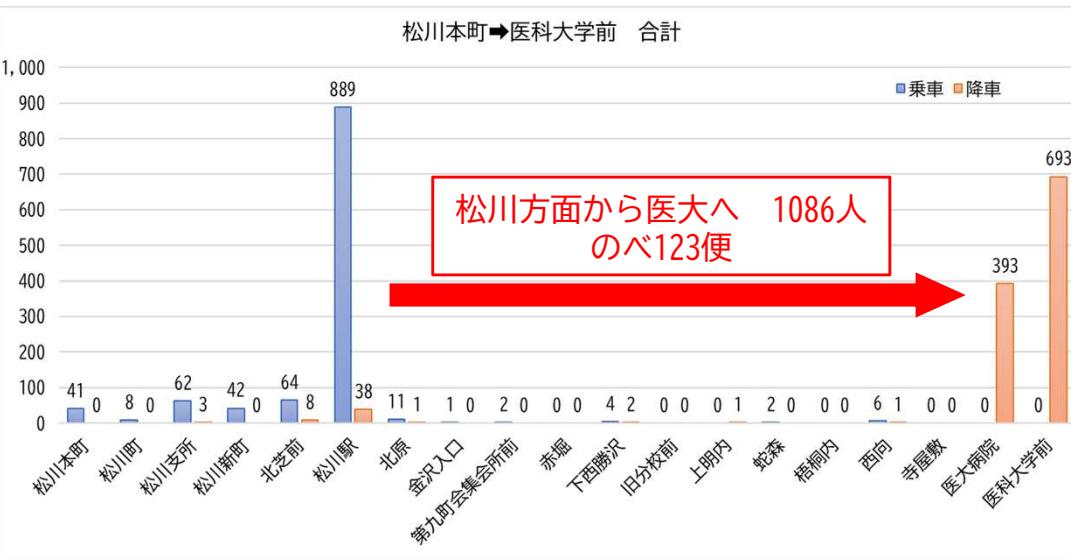
大人200円~420円

主要停留所の運賃

	梧桐内	250	250
上明内	200	280	280
赤堀	200	250	330
松川駅	200	230	290
松川本町	230	240	310
			390
			390
			420



医大・松川線の利用状況 (R7.4.1~5.30)

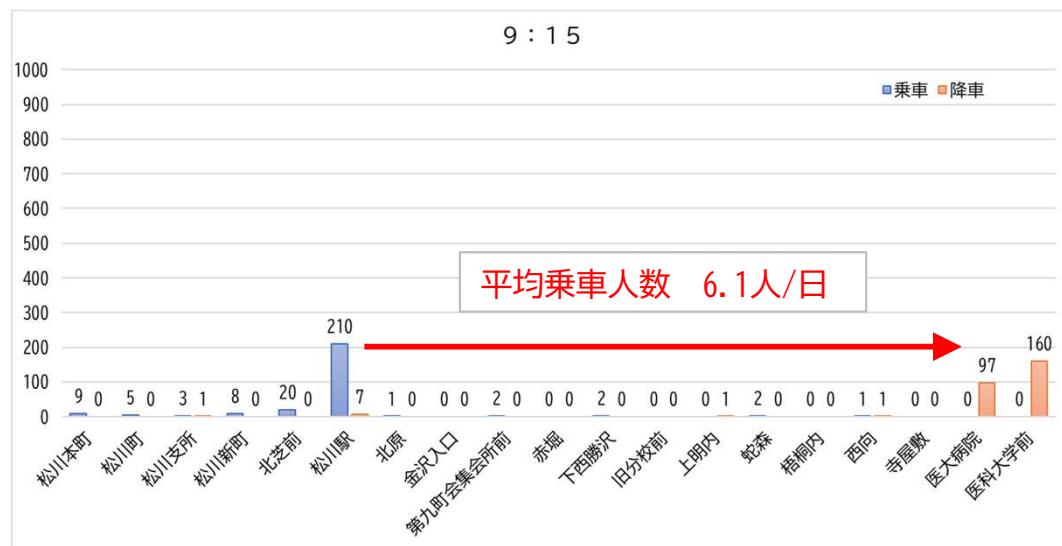
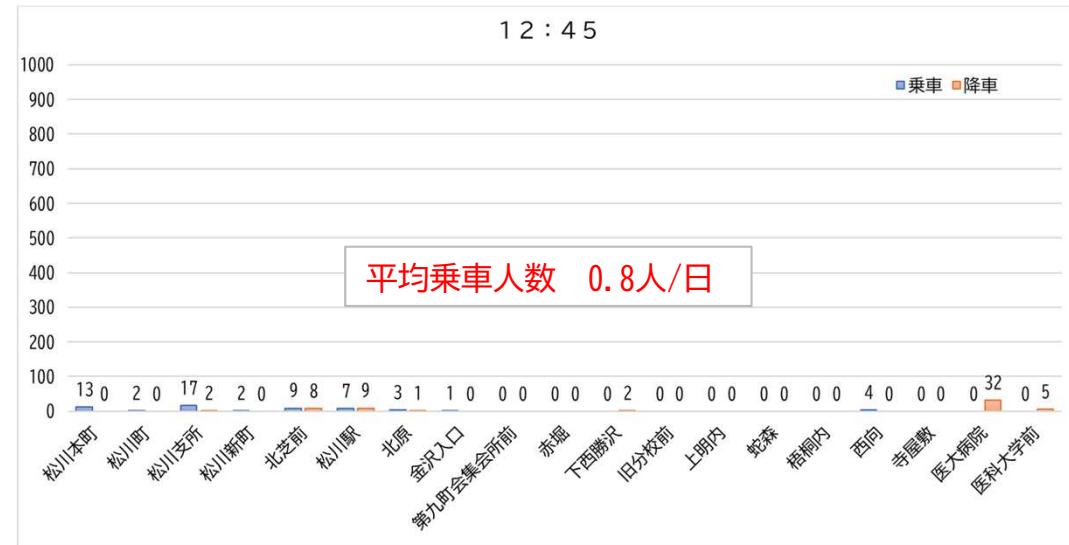
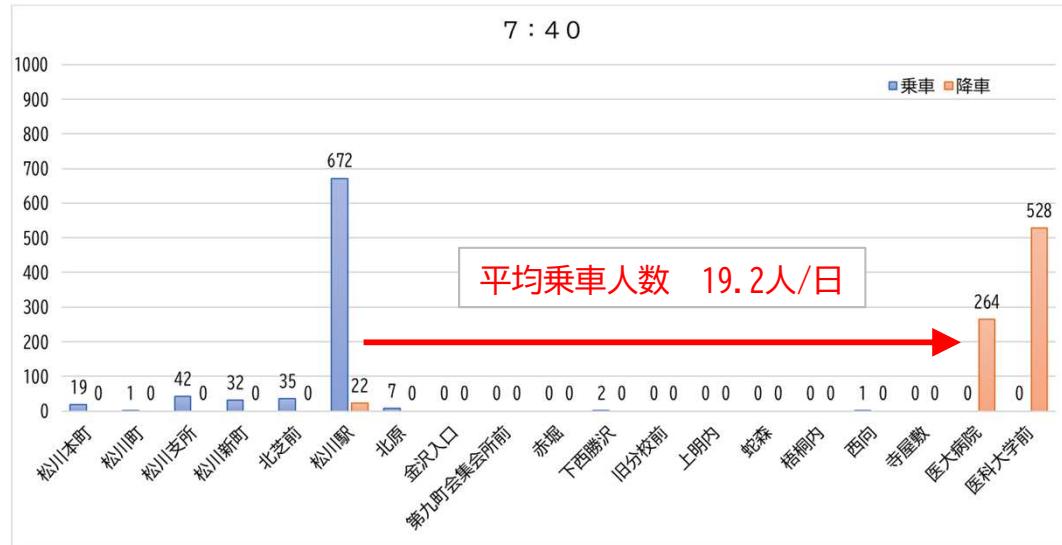


- ◆利用者の87%が松川駅、医大病院、医科大学学前で乗降している。
 - ◆松川方面から医大へ向かった利用者の半数は、帰りのバスを利用していない。
 - ◆新設区間の利用者はほとんどいない。

- ◆利用者の大多数は、医科大学関係者と推測
- ◆特に帰りの便は、利用者のニーズと合わない可能性
- ◆沿線住民との意見交換や広報活動など利用促進策の検討

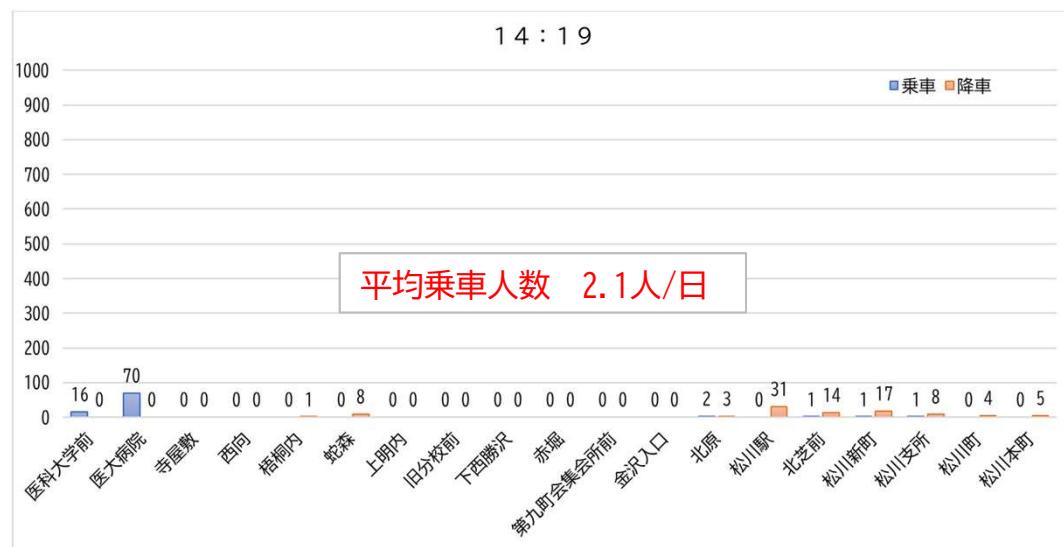
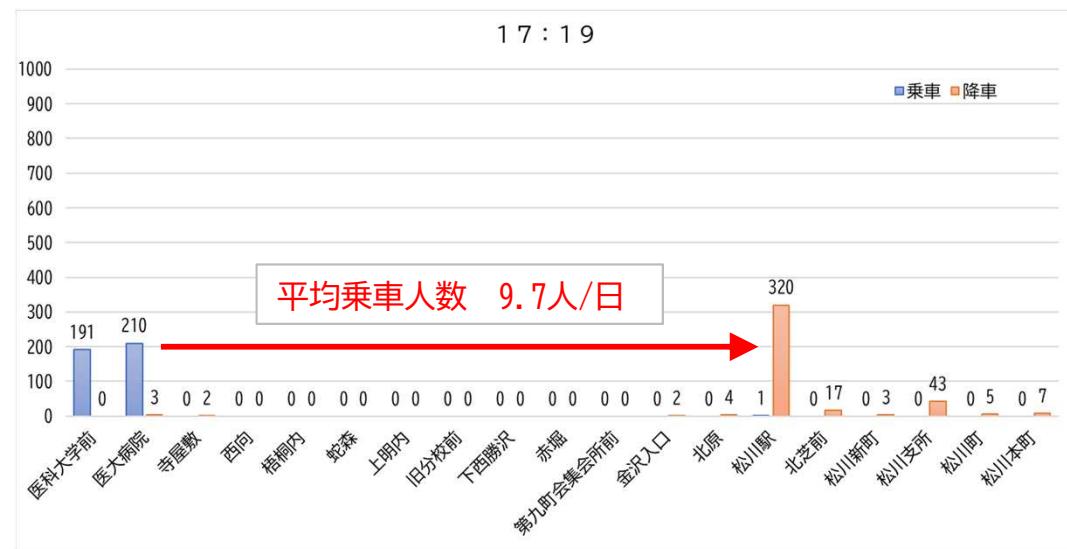
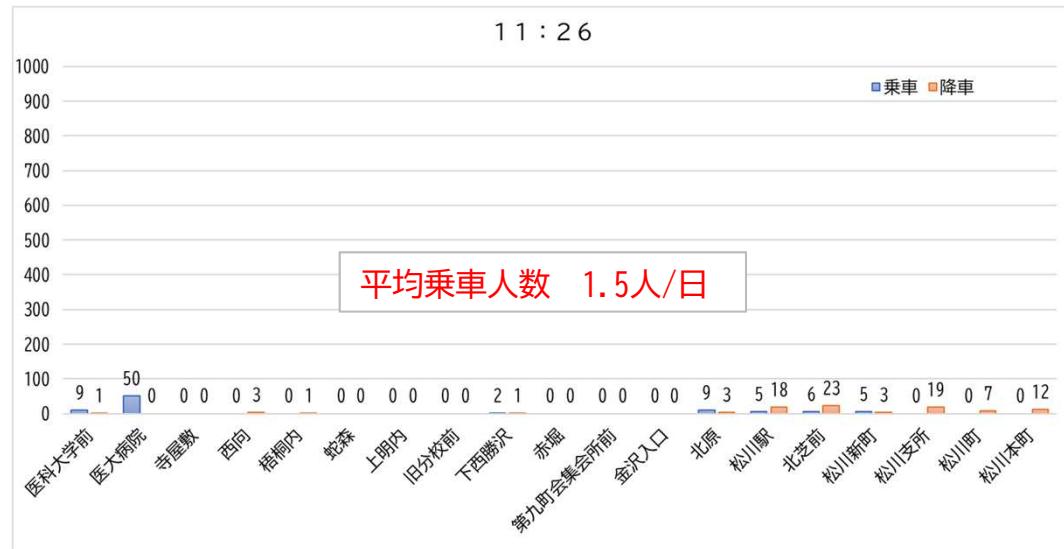
医大・松川線の利用状況 (R7.4.1~5.30)

松川本町 → 医科大学前



医大・松川線の利用状況 (R7.4.1~5.30)

医科大学前 → 松川本町



利用者アンケートの結果

【アンケートの実施】

実施期間：5／19～5／23の5日間、朝の時間帯

実施場所：松川駅前停留所

実施方法：福島交通職員がバス利用者と思われる方に聞き取り

回答者：41名

【運行時間の希望】

◆松川駅発

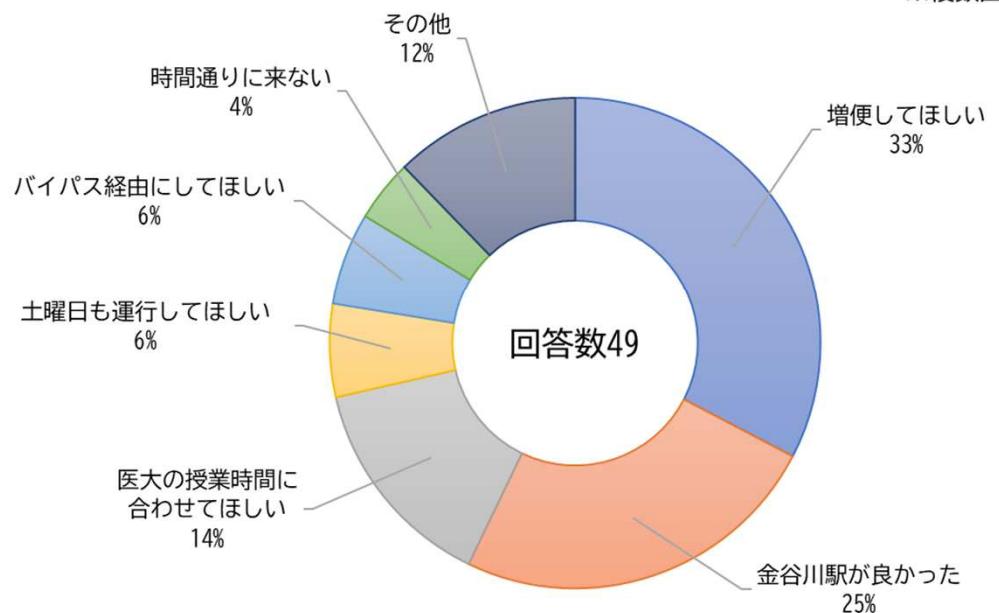
- ・7:47でよい 16人（医大の1限目に間に合う時間）
- ・8:00～8:30 11人（医大の1限目に間に合う時間）

◆医科大学前発

- ・16:30～16:50 20人（医大の6限目終了で帰る時間）
- ・17:40～18:00 15人（医大の7限目終了で帰る時間）

医大松川線 利用者アンケート結果

※複数回答



増便して欲しい、医大の授業時間に合わせて欲しいなど、
運行ダイヤに関連する意見が、約6割と多かった。

医科大学関係者に合わせた、運行ダイヤの検討

医大・松川線の運行ダイヤ検討

◆ (旧) 医大・金谷川線

金谷川駅→医科大学前

時刻	金谷川駅	医科大学前	車内人数	金谷川駅JR接続
7時台	7:52	7:59	26.9	福島行7:43
8時台				
9時台	9:50	9:57	2.7	福島行9:19
10時台				
11時台	11:50	11:57	0.8	福島行11:17
12時台				
13時台				
14時台				
15時台				
16時台	16:53	17:00	0.1	福島行16:44
	合計		30.5	

◆ 医大・松川線

松川本町→医科大学前

松川本町	松川駅	医科大学前	車内人数	松川駅JR接続
7:40	7:47	8:04	19.2	福島行7:38
9:10	9:17	9:34		福島行9:15
9:15	9:22	9:39	6.1	福島行9:15
12:45	12:52	13:09	0.8	福島行12:13
14:30	14:37	14:54		福島行14:12
		合計	26.1	

アンケート結果から現状維持
医大の1限目(8:40～)に行ける便

医大の2限目(9:50～)に行ける便

医大の6限目(15:20～)に行ける便

医科大学前→金谷川駅

時刻	医科大学前	金谷川駅	車内人数	金谷川駅JR接続
11時台				
12時台	12:15	12:22	3.0	郡山行12:40
13時台				
14時台				
15時台	15:27	15:34	2.4	郡山行15:50
16時台	16:25	16:32	14.0	郡山行16:49
17時台				
18時台	18:00	18:07	6.9	郡山行18:23
	合計		26.3	

朝にバスを利用した人の約86%は
帰りもバスを利用していた。

医科大学前→松川本町

医科大学前	松川駅	松川本町	車内人数	松川駅JR接続
11:26	11:41	11:50	1.5	郡山行11:49
12:15	12:30	12:39		郡山行12:45
14:19	14:34	14:43	2.1	郡山行14:53
16:30	16:45	16:54		郡山行16:53
17:19	17:34	17:43	9.7	
18:00	18:15	18:24		郡山行18:27
		合計	13.3	

医大の3限目(～12:00)や午前中の診察終了後に帰れる便

医大の6限目(～16:20)終了後に帰れる便

医大の7限目(～17:30)終了後に帰れる便

帰りもバスを利用する人は約50%まで減少している。

【凡例】

現状維持

新設

廃止

資料4

令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について

1. 概要

昨年度に県が策定した、福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づき、対象路線で地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用いたします。

補助金を受けるにあたっては、交付要綱第8条より、法定協議会の議論を経て策定された、地域公共交通計画に必要事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請する必要があります。

補助対象事業者が活性化法法定協議会（本協議会）となるため、申請書の内容についてご協議いただくものです。

2. 補助対象路線（旧医大・水原線の代替）

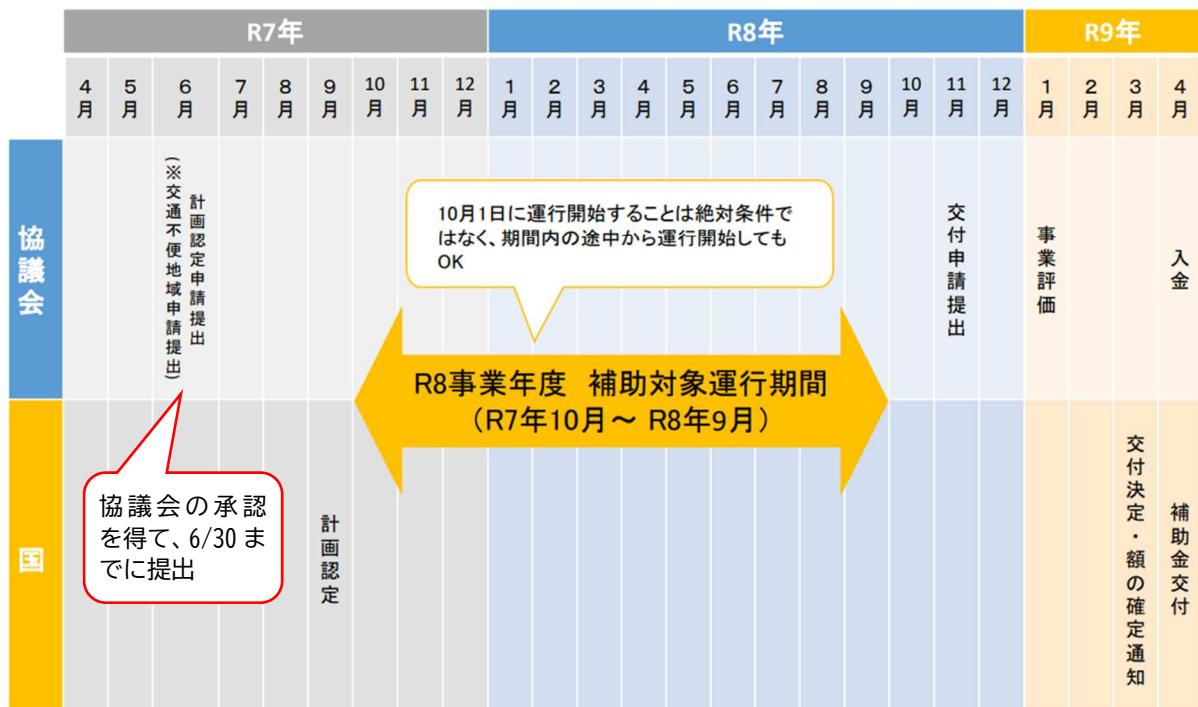
- ・路線バス 医大・松川線（資料3）
- ・松川水原乗合タクシー（R7.1月の第4回協議会で協議）

3. 補助金額

地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けた場合

市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

4. 今後のスケジュール



7地交協第 号
令和7年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 福島市地域公共交通活性化協議会
住 所 福島県福島市五老内町3番1号
代表者氏名 会長 吉田 樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月〇〇日

(名称) 福島市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

福島市松川地区で運行している路線バス医大・水原線（再編後の医大・松川線）については、交通拠点である福島県立医科大学附属病院とJR松川駅との接続を担っており、当該地区の日常生活の移動を支えている。沿線地区の人口減少等に伴い利用者数は減少傾向にあり、特に郊外の松川町水原地区では利用者が少なく運行の維持が課題となっているため、運行経路の見直しを実施する。

また、松川水原乗合タクシーについては、医大・水原線の運行経路見直しにより、公共交通空白地域となる松川町水原地区において、日常生活の移動手段を確保するために新規導入する。

これらの系統は、地域間幹線系統や広域交通ではカバーしきれない地域内の移動に対応するものであり、地域間幹線系統への接続や地域内での移動手段として重要な役割を担うものである。しかしながら、自治体の補助や事業者の運営努力だけでは維持が困難であることから、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・医大・水原線（再編後の医大・松川線）の輸送人員について、年間5,600人を維持する。（直近3か年の平均5,587人）
- ・松川水原乗合タクシーの利用者数について、1便あたり2人を目指す。

(2) 事業の効果

■利便性の向上

- ・医大・水原線（再編後の医大・松川線）については、経路変更を行い、居住地付近を経由してバスが利用しやすくなることによる利便性の向上
- ・松川水原乗合タクシーについては、停留所の新設や利用しやすい時間帯への見直しによる利便性の向上

■効率性の向上

- ・利用に応じたダウンサイジングによる効率性の向上

（福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画 P21）

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

- ・運行内容等を周知するためチラシ作成、沿線地域への回覧、配布（福島市）
- ・地域住民との意見交換を実施し、地域と共同して利用促進策を検討（福島市）
- ・利用者アンケート等による、意見聴取や利用状況の把握（福島市、事業者）
- ・利用状況に応じた、便数や運行ダイヤの見直し（事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る、医大・水原線（再編後の医大・松川線）、松川水原乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額9,119千円のうち、福島市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金、県補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、モニタリング・評価を実施 ・OD調査
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論 令和7年6月26日 「令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画」について承認予定
19. 利用者等の意見の反映状況 地区代表者による協議会を1回、沿線町内会長を対象とした意見交換会を3回実施し、運行経路や運行ダイヤ等の意見を反映した計画とした。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
※該当なし
(2) 交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福島県福島市五老内町3番1号

(所 属) 福島市 交通政策課

(氏 名) 鈴木裕輔

(電 話) 024-525-3762

(e-mail) koutsuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
福島市	福島交通(株)	(1) 医大・松川線	医科大学前	松川駅	松川本町	往 10.6km 復 10.7km	242日	726回	○	路線定期運行	①	医大病院、松川本町で補助 対象地域間幹線系統の医大 経由二本松線と接続	
	(有)カネハチタクシー (有)松川観光タクシー	(2) 松川水原乗合タクシー	松川駅	小倉	板山	往 17.9km 復 km	242日	484回		路線不定期運行	②(1)	交通不便地域(振興山村地 域)を通り松川本町で地域 間交通ネットワークの医大 経由二本松線と接続	①
	(有)カネハチタクシー (有)松川観光タクシー	(3) 松川水原乗合タクシー	関根	小倉	松川駅	往 km 復 19.4km	242日	484回		路線不定期運行	②(1)	交通不便地域(振興山村地 域)を通り松川本町で地域 間交通ネットワークの医大 経由二本松線と接続	①
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	福島市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	97,669
交通不便地域等	10,006

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,109	大笹生(旧大笹生村)	山村振興法第7条
344	土湯温泉町(旧土湯村)	山村振興法第7条
1,005	飯坂町中野(旧中野村)	山村振興法第7条
349	飯坂町茂庭(旧茂庭村)	山村振興法第7条
943	松川町水原(旧水原村)	山村振興法第7条
5,256	町庭坂(旧庭坂村)	山村振興法第7条
0	李平(旧庭坂村)	山村振興法第7条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定期月日及び特例適用開始年度

計画名	策定期月日	特例適用開始年度
福島市地域公共交通計画	令和5年3月30日	
福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画	令和7年2月28日	令和8年度

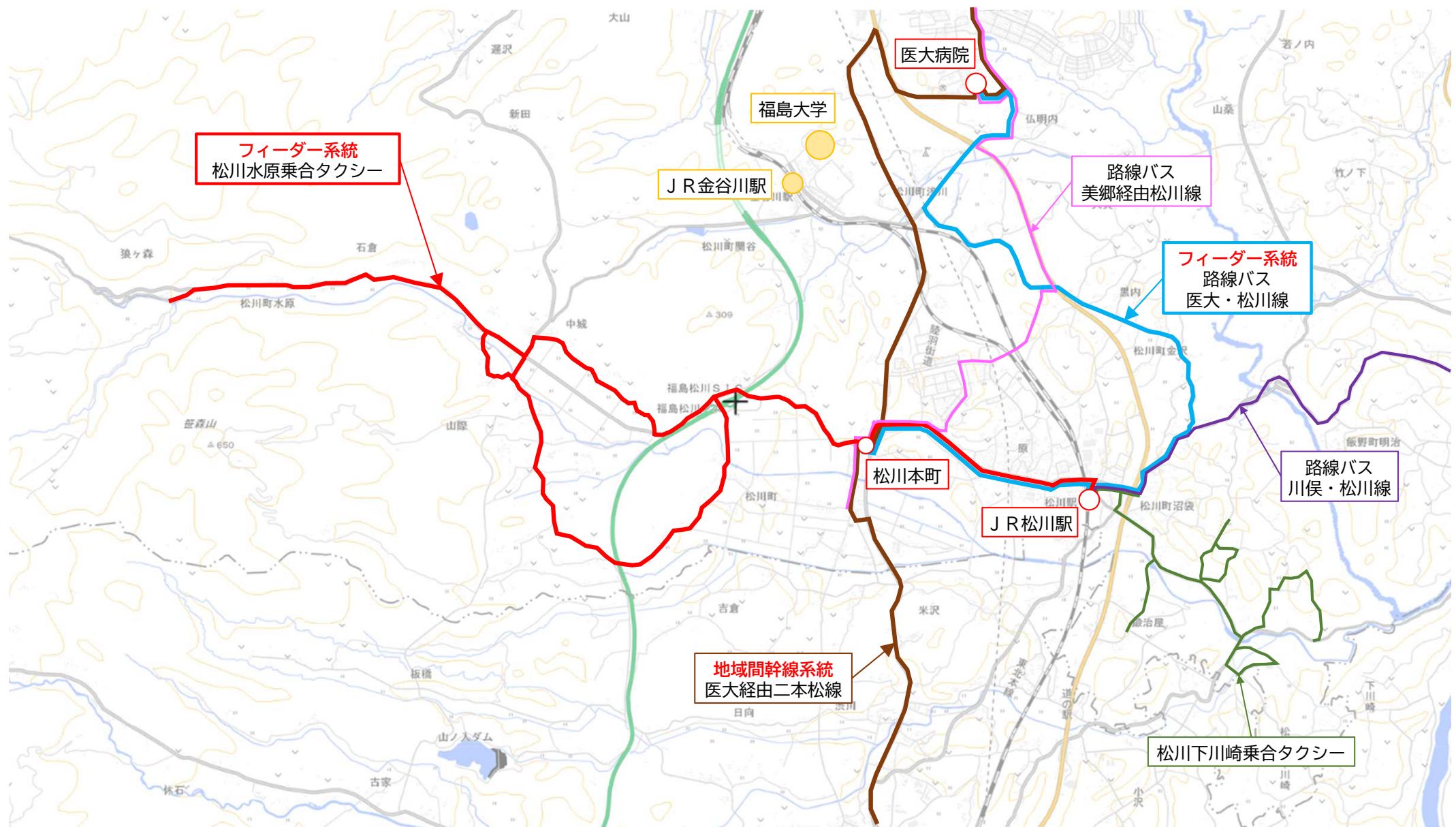
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)(11))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(2))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

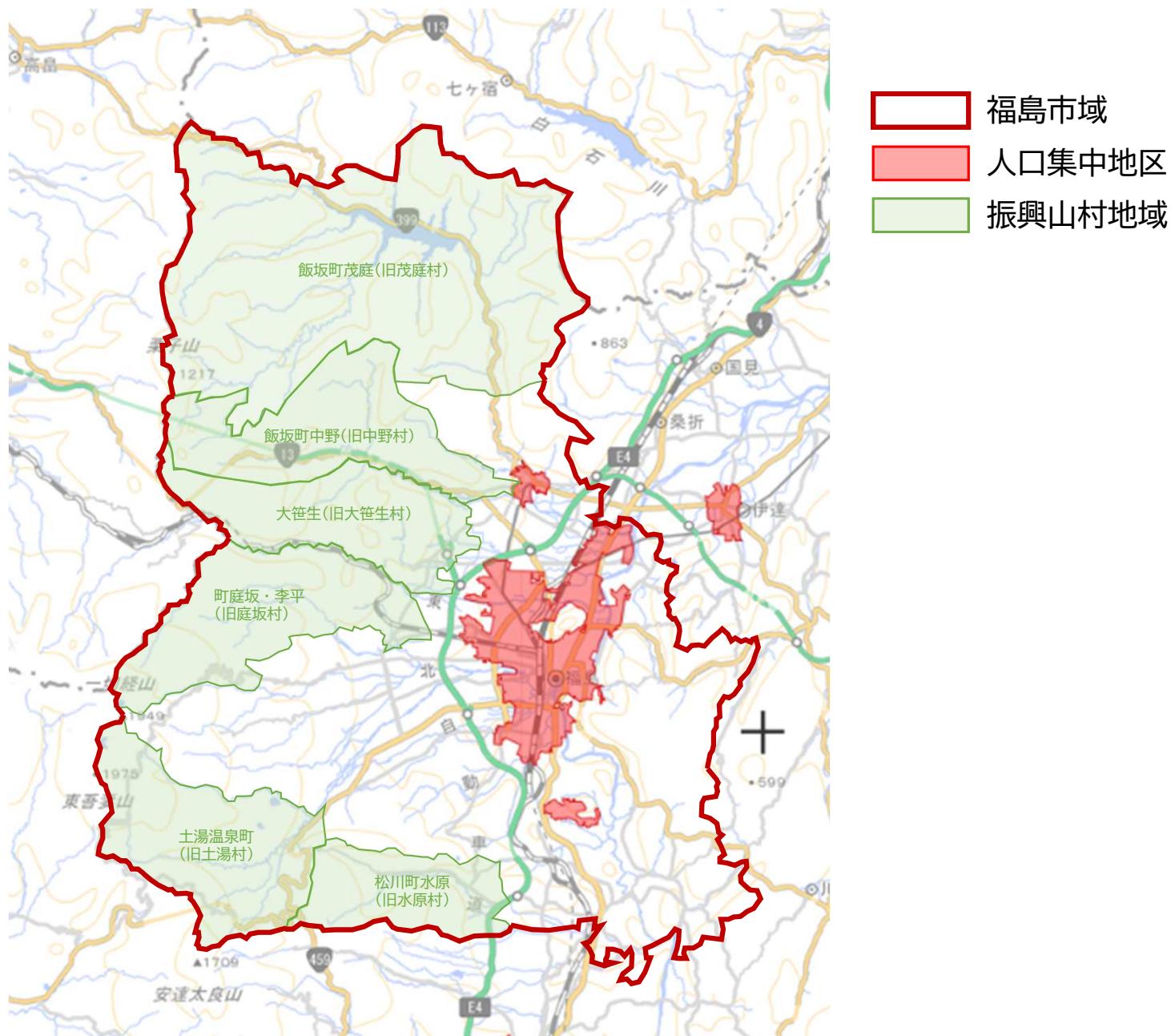
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

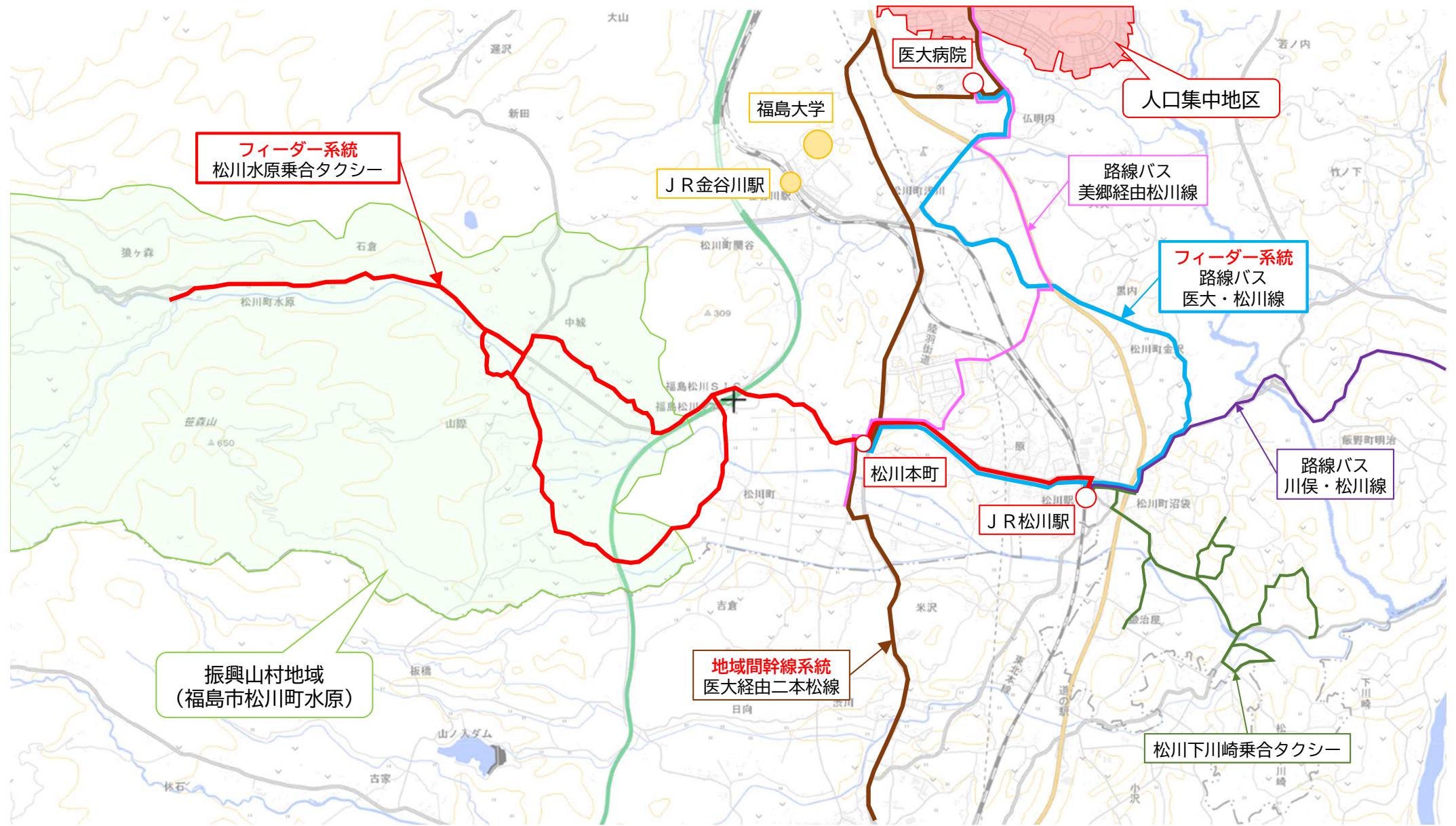
系統図、接続要件を満たしていることが分かる地図



人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区間が分かる地図



人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区間が分かる地図



松川水原乗合タクシー（さくら号）の運行概要（R7.4.1現在）

参考資料

従来の路線バスに代わり
松川水原乗合タクシー
(さくら号) の実証運行を開始します！

令和7年4月1日
開始予定

小型タクシーやジャンボタクシーを使用して、路線バスの様に決まった時間に決まったルートを走り、停留所で乗り降りする予約制の乗合タクシーです。

ご利用方法

予約のない便は運行しません。
必ず事前に電話予約をお願いいたします。



停留所

既存のバス停と概ね同じ場所になります。
停留所には、新しいバスポールを設置します。



ピンクのバス停
が目印だよ！

通勤・通学、通院や
お買い物など
ぜひご利用ください。



※裏面に
時刻表あり

時刻表

平日のみ運行 1日4往復（8便）

No.	区域	停留所名	狼ヶ森 → 松川駅				松川駅 → 狼ヶ森			
			1便	2便	3便	5便	4便	6便	7便	8便
1	1ゾーン	松川駅	—	—	—	—	—	12:05	14:05	16:00
2	1ゾーン	北芝前	—	—	—	—	—	12:07	14:07	16:02
3	1ゾーン	松川新町	—	—	—	—	—	12:08	14:08	16:03
4	1ゾーン	松川支所	—	—	—	—	—	12:09	14:09	16:04
5	1ゾーン	松川町	—	—	—	—	—	12:10	14:10	16:05
6	2ゾーン	松川本町	—	—	—	—	—	12:11	14:11	16:06
7	2ゾーン	伊藤	—	—	—	—	—	12:12	14:12	16:07
8	2ゾーン	小池	—	—	—	—	—	12:13	14:13	16:08
9	2ゾーン	閑根	6:59	9:39	11:29	13:29	12:14	14:14	16:09	18:04
10	2ゾーン	宮の下	7:00	9:40	11:30	13:30	12:15	14:15	16:10	18:05
11	2ゾーン	作の内	7:01	9:41	11:31	13:31	12:16	14:16	16:11	18:06
12	2ゾーン	石内	7:03	9:43	11:33	13:33	12:18	14:18	16:13	18:08
13	2ゾーン	水原小学校	7:04	9:44	11:34	13:34	12:19	14:19	16:14	18:09
14	2ゾーン	極楽内	7:05	9:45	11:35	13:35	12:20	14:20	16:15	18:10
15	3ゾーン	上野原	7:06	9:46	11:36	13:36	12:21	14:21	16:16	18:11
16	3ゾーン	石倉	7:07	9:47	11:37	13:37	12:22	14:22	16:17	18:12
17	3ゾーン	山居	7:08	9:48	11:38	13:38	12:23	14:23	16:18	18:13
18	3ゾーン	狼ヶ森	7:09	9:49	11:39	13:39	12:24	14:24	16:19	18:14
19	3ゾーン	中屋敷	7:14	9:54	11:44	13:44	12:29	14:29	16:24	18:19
20	3ゾーン	笹森山入口	7:16	9:56	11:46	13:46	12:31	14:31	16:26	18:21
21	3ゾーン	大門	7:17	9:57	11:47	13:47	12:32	14:32	16:27	18:22
22	3ゾーン	小倉	7:18	9:58	11:48	13:48	12:33	14:33	16:28	18:23
23	2ゾーン	板山	7:20	10:00	11:50	13:50	12:35	14:35	16:30	18:25
8	2ゾーン	小池	7:22	10:02	11:52	13:52	—	—	—	—
7	1ゾーン	伊藤	7:23	10:03	11:53	13:53	—	—	—	—
6	1ゾーン	松川本町	7:24	10:04	11:54	13:54	—	—	—	—
5	1ゾーン	松川町	7:25	10:05	11:55	13:55	—	—	—	—
4	1ゾーン	松川支所	7:26	10:06	11:56	13:56	—	—	—	—
3	1ゾーン	松川新町	7:27	10:07	11:57	13:57	—	—	—	—
2	1ゾーン	北芝前	7:28	10:08	11:58	13:58	—	—	—	—
1	1ゾーン	松川駅	7:30	10:10	12:00	14:00	—	—	—	—

運賃

ゾーン運賃制 1ゾーンあたり200円

(各ゾーンを通過するたびに200円加算、最大600円)

【例】狼ヶ森 → 松川支所 600円 (3ゾーン+2ゾーン+1ゾーン)
板山 → 松川支所 400円 (2ゾーン+1ゾーン)
松川支所 → 松川駅 200円 (1ゾーン)

【こども運賃】 【障がい者割引】 【定期乗車券】 【回数券】 もご用意しています。
詳しくは、運行事業者にお問い合わせください。

運行事業者

松川地区乗合タクシー運行共同体

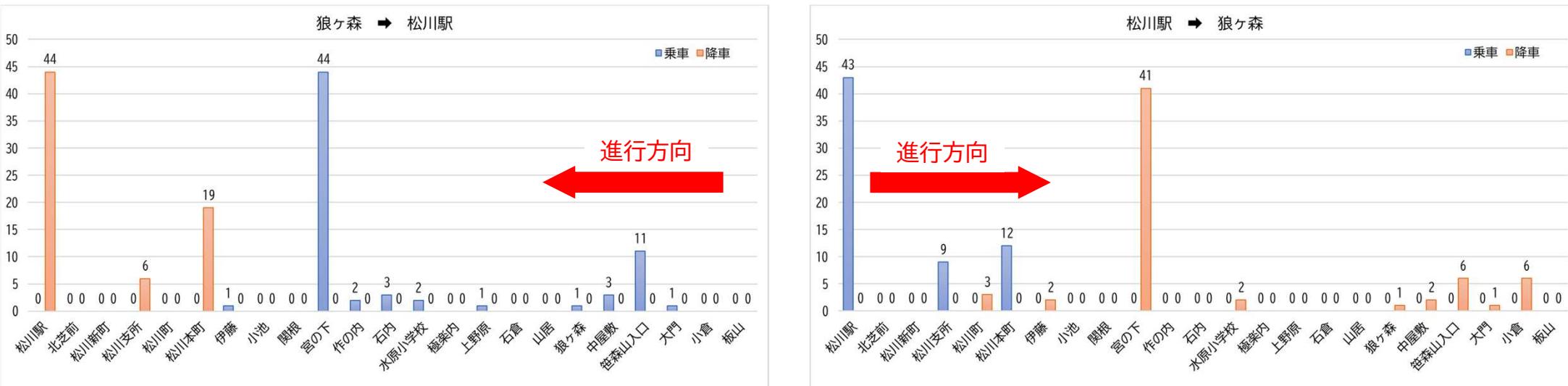
(有限会社カネハチタクシー、有限会社松川観光タクシー)

(お問い合わせ) 松川地区乗合タクシー運行共同体

有限会社カネハチタクシー TEL: 024-567-3211

(発行) 福島市交通政策課 TEL: 024-525-3762

松川水原乗合タクシー（さくら号）の利用状況（R7.4.1～5.30）



- ◆平均利用者3.2人/日、1.2人/便
(運行日数41日、のべ利用者133人、運行便数114便)
- ◆目標値2.0人/便には、届かない状況
- ◆主な利用目的 ①松川駅への通勤利用
②松川本町、松川支所周辺のスーパー、ドラッグストアへの買い物
- ◆路線バス時と利用状況はほぼ同じ
1日あたり利用者2～3名（定期券利用者1名程度とほか2～3名）

- ◆路線バス廃止後の交通空白解消のため、地域住民の移動手段が必要
- ◆地域住民からも利用者は少ないが、維持して欲しいとの意見が出ている
- ◆地域住民と協力しながら、意見交換会の実施や広報活動など利用促進策を検討
- ◆利用状況を引きつづきモニタリングしながら、令和7年10月から本格運行へ移行したい

資料 5

西口循環バスの利用状況及び今後の対応について

1. 概要

福島駅西口周辺においては、昨年5月にイトーヨーカドー福島店が閉店し、今年1月末には福島駅西口パワーシティ Pivot のリニューアルに伴う食料品販売店の閉店と食料品を販売する店舗の閉店が続き、周辺住民の日常的な買い物に支障が出ているとの声を受け、店舗までの移動手段を確保することが緊急の課題となっていました。

課題解決に向けて、令和7年2月25日より福島駅西口周辺を循環する路線バス（福島駅西口循環バス）を実証運行することにより、当面の移動手段を確保し、運行形態、経路、需要等の検証を行っております。

本協議会では、運行開始から約3ヶ月間の利用状況、利用実態調査の結果をご報告するとともに、今後の方向性についてご協議いただくものです。

福島駅西口循環バスの運行概要 (R7.5.30現在)

駅西口循環バスの実証運行開始！

～駅西口周辺の買い物、通院等の移動手段を確保します～

令和7年2月25日（火曜日）
運行スタート



福島駅西口周辺の日常的な買い物や通院等の移動手段として循環バスの実証運行を実施しますので、ぜひご利用ください。

運行経路図



(運行事業者) 福島交通福島支社 TEL: 024-535-4102
(お問い合わせ) 福島市交通政策課 TEL: 024-525-3762

※裏面に時刻表あり

運行日・便数

- 月曜日から金曜日まで運行（土日祝日は運行しません）
- 1日6便運行

運賃

（当面）1乗車あたり 大人100円 小人50円
※シルバーパスポートも使えます。

時刻表

停留所名	運行ダイヤ						
1 福島駅西口	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30	
2 三河台	9:31	10:31	11:31	13:31	14:31	15:31	
3 三河台小学校	9:32	10:32	11:32	13:32	14:32	15:32	
4 製作所前	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	15:33	
5 野田町三丁目	9:34	10:34	11:34	13:34	14:34	15:34	
6 さくらんぼ保育園前	9:35	10:35	11:35	13:35	14:35	15:35	
7 野田町五丁目	9:35	10:35	11:35	13:35	14:35	15:35	
8 野田町一丁目	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	15:36	
9 須川診療所前	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	15:36	
10 太田町会館前	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	15:40	
11 須川町	9:41	10:41	11:41	13:41	14:41	15:41	
12 矢剣町	9:43	10:43	11:43	13:43	14:43	15:43	
13 福島駅西口	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	15:46	
14 三河台	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	15:47	
15 三河台小学校	9:48	10:48	11:48	13:48	14:48	15:48	
16 製作所前	9:52	10:52	11:52	13:52	14:52	15:52	

使用車両

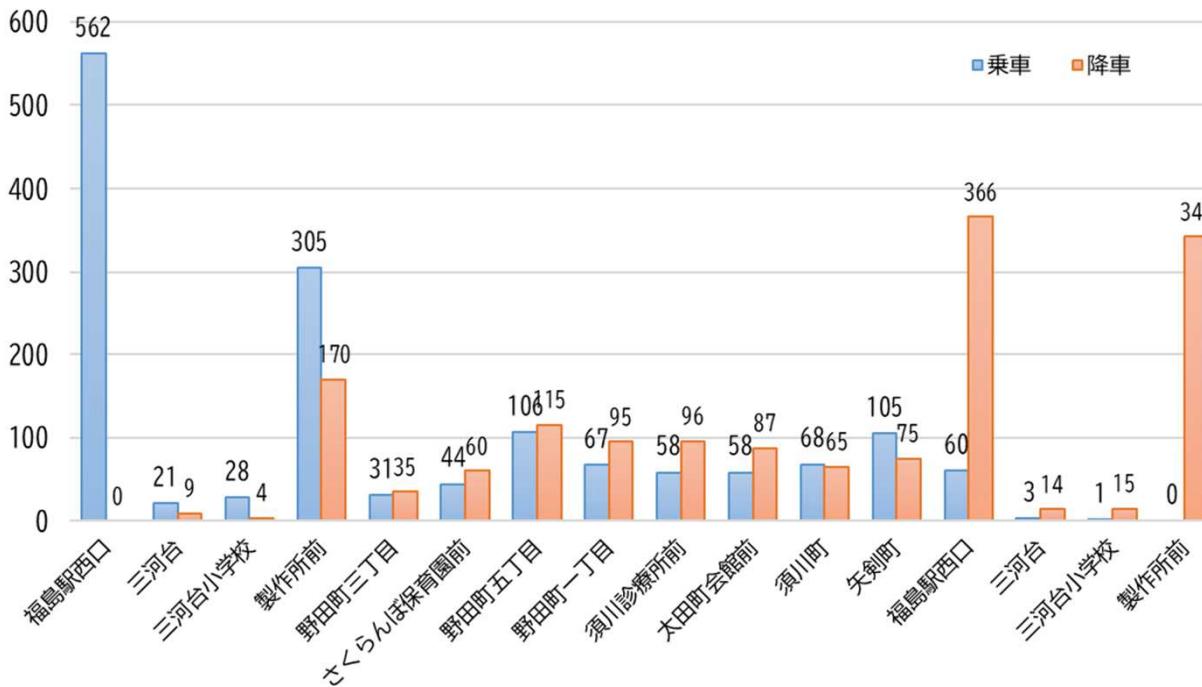
メロディーバス
(あかメロディ、あおメロディ)を定期的に交代しながら運行予定



※車両点検やイベント使用等のため代車の場合があります。

福島駅西口循環バスの利用状況 (R7.2.25~5.30)

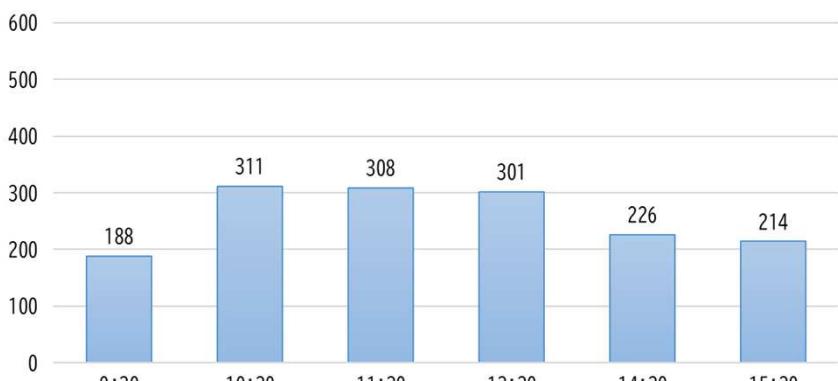
各停留所の乗降者数(2.25~5.30)



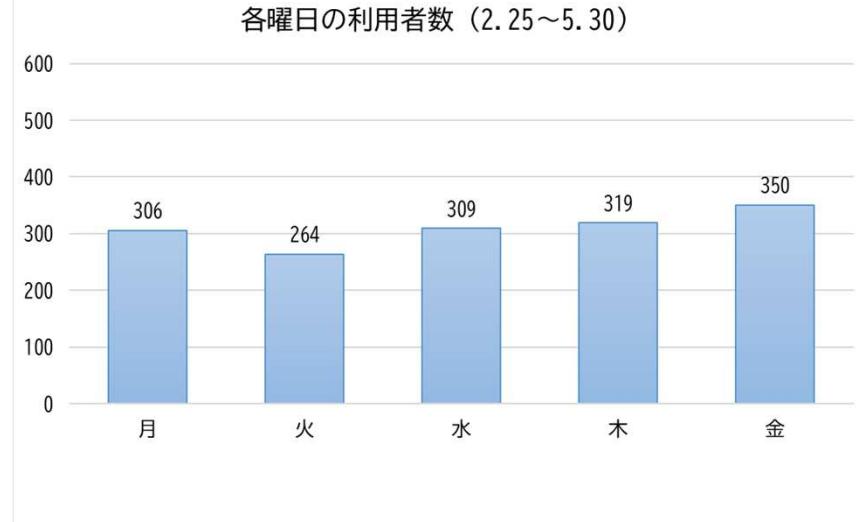
◆ 3か月間の状況

- ・運行費用 4, 290千円
- ・1日6便×65日間=390便運行
- ・利用者1, 548人
(1日当たり23.8人、1便当たり4.0人)

各便の利用者数(2.25~5.30)

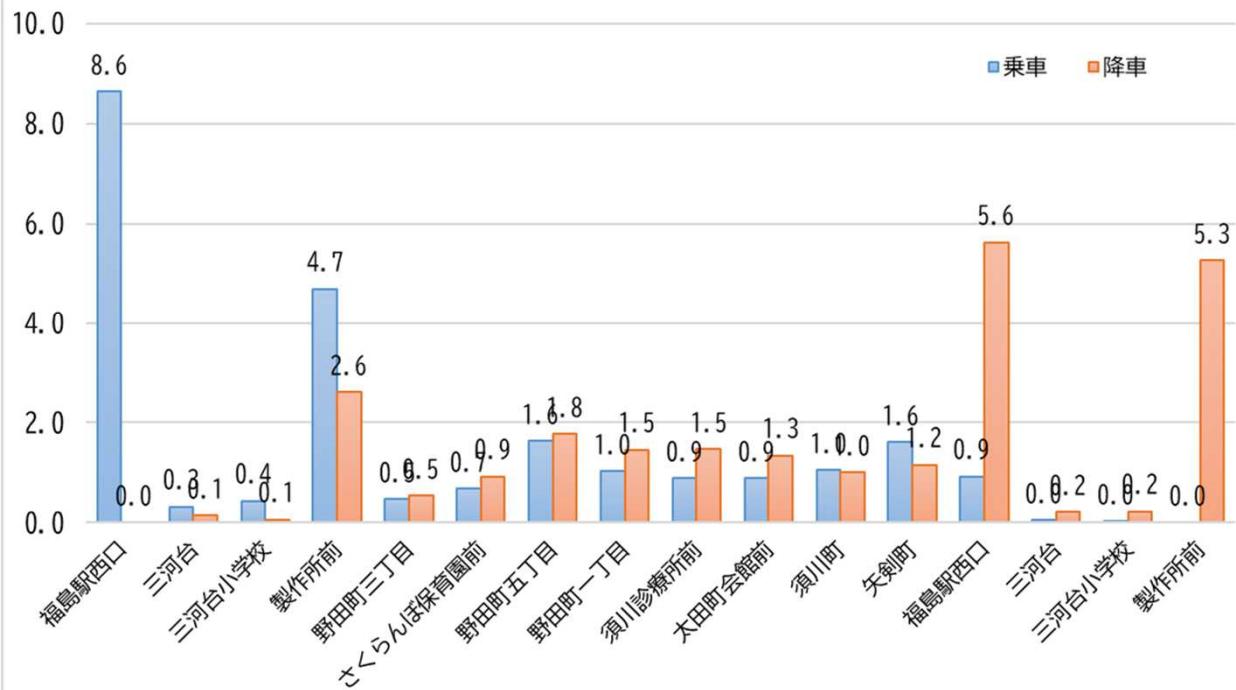


各曜日の利用者数 (2.25~5.30)

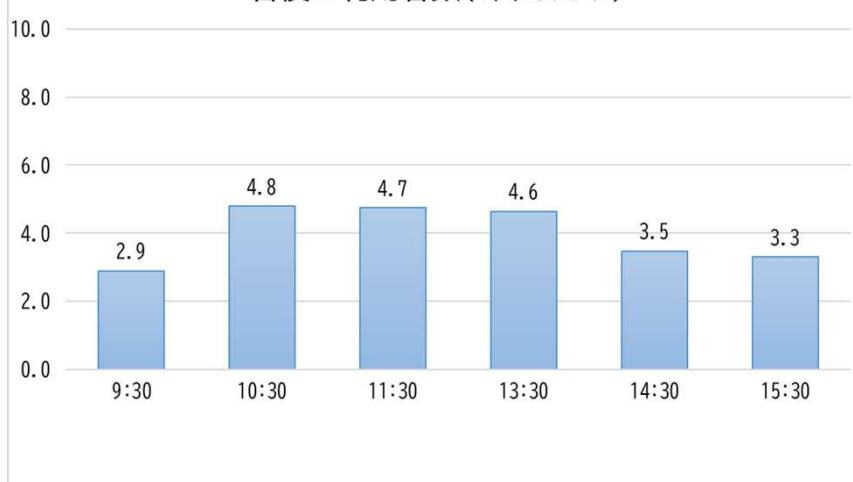


福島駅西口循環バスの利用状況（1日あたり）

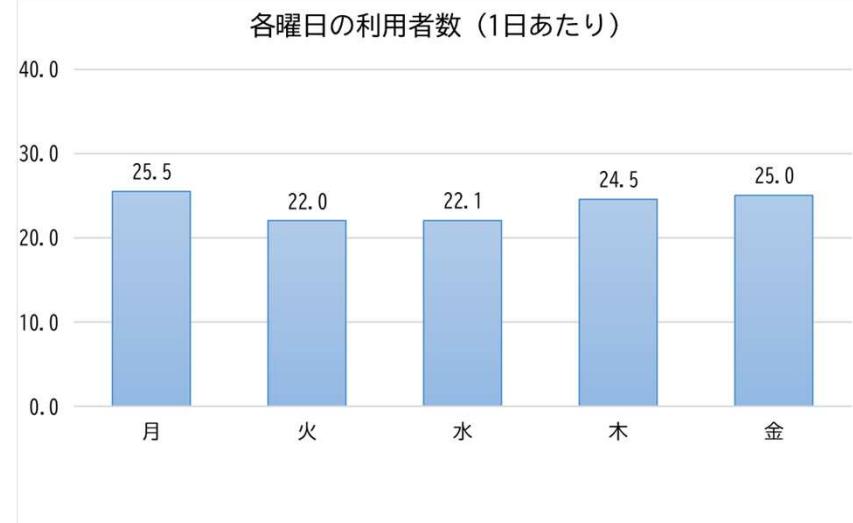
各停留所の乗降者数(1日あたり)



各便の利用者数(1日あたり)



各曜日の利用者数 (1日あたり)



利用実態調査の結果

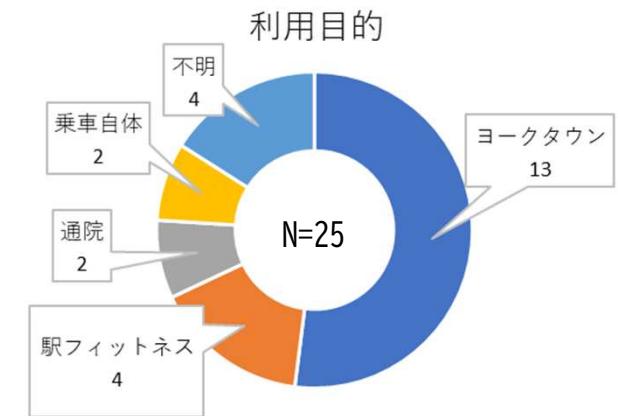
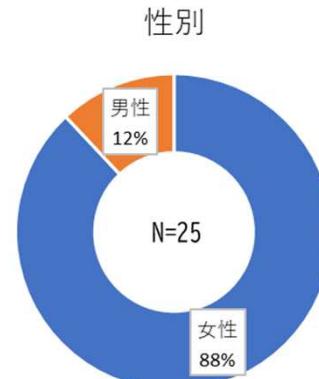
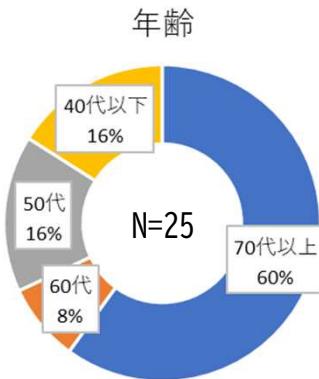
【利用実態調査】

実施期間：6／2(月)、6／5(金)

実施場所：バス車内及びバス停

実施方法：交通政策課職員による目視及び聞き取り

調査人数：のべ25名 ※実利用17名（行き帰り利用5名、両日利用3名）



その他聞き取り

◆野田町在住 女性（70代）※趣味的な利用
・週2回駅フィットネスに行っている
・バス停まで歩いて行けないと言う友人がいる
・バスがなくなると困る

◆山下町在住 女性（40代）※買い物利用
・障がい者、自家用車なし
・ヨークタウンの衣料店を利用（ここしか行けない）
・東口循環バスを乗り継いで来た

◆矢剣町在住 女性（70代）※ダイヤ見直し要望
・ヨークベニマルにしか買い物に行くところがない
・運行の間隔が短く、買い物して戻って来るのが忙しい

地域の声

【地元町内会】

- ・バス停まで遠い人もいる。もう少し近くにバス停ができるないか。

【民生児童委員協議会】

- ・右回りで運行してほしい。
- ・学習センター前を通過すれば利用者が増えるのではないか。
- ・バス停の場所を見直してほしい。
- ・歩行に不安のある高齢者は、宅配サービスを利用している。



【ヨークベニマル野田店】

- ・西口循環バス運行後、これまで見かけない高齢の方が来店しているようだ。
- ・日中の来店者が増えているように感じている。

【三河台学習センター利用者】

- ・学習センター前に停まってほしい。
- ・右回りの方が利用しやすい。

【自治振興協議会】

- ・バス路線の内側に住んでいる人が困っている。

まとめ

- ◆ 1便あたり乗車人数は4.0人（バスは20人以上乗車可能）
→利用ニーズに合わせて車両サイズを見直し
- ◆ 運行ルートの要望がいろいろ
→定路線型が向いていない
- ◆ 街なかに買い物できる施設がない
→何らかのサポートが必要

地域の需要に合わせた、運行形態の再検討が必要

今後の展開（案）

1. 短期的対応

- ◆日常的な買い物に支障が出ている状況から、移動手段の確保のため循環バスの運行を継続
→新たな運行形態に移行するまで
- ◆地域住民との意見交換等を実施し、継続的な需要の掘り起こし

2. 中・長期的対応

- ◆路線バスに限らず、乗合タクシー、A I デマンドタクシー等需要に合った運行形態に移行

バリアフリー化設備等整備事業 (福島市生活交通改善事業計画)について

1. 概要

国土交通省の令和7年度交通DX・GXによる経営改善支援事業等補助金（バリアフリー化設備等整備事業）の公募が開始されたことから、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、地域公共交通活性化協議会の承認を受けて「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」の提出を行うものです。

計画を提出することにより、交通事業者はユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）車両の導入にあたって、交付要綱に基づき補助金の交付を受けることが可能となり、バリアフリー化を推進する交通事業者の負担軽減と本市内でのUDタクシー導入促進を図ります。

2. 事業実施期間

交付決定日から令和8年2月28日まで

3. 事業内容と実施事業者

UDタクシーの導入 5台

- ・大和自動車交通株式会社・・・・シエンタハイブリッド（準1）3台
- ・株式会社北福島タクシー・・・・シエンタハイブリッド（準1）2台

4. 補助金額

補助対象経費の1／3、1両あたりの補助上限額は40万円

5. 事業の目標等

- ・福島市地域公共交通計画（令和7年2月一部改定）の評価指標

→令和12年度までに市内のUDタクシー等の導入率20%が目標

- ・令和7年度事業の目標

UDタクシーを5台導入する事により、導入率を16%とすることを目標とする。

【参考】

◆バリアフリー化設備等整備事業

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通改善事業計画に基づいて実施される事業をいう。

◆地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

第75条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
 - 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
 - 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
 - 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 計画期間
- 2 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

(素案)

令和 年 月 日

(名 称) 福島市地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 吉田 樹

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和7年度福島市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入事業）

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

福島市では、令和5年3月に策定した「福島市地域公共交通計画」において、高齢者や障がい者をはじめ誰もが安全安心に公共交通を利用できる環境の構築を目指の1つとしている。

その施策として、交通施設や車両等のバリアフリー化と安全対策の推進を位置づけており、ユニバーサルデザインタクシー(以下「UDタクシー等」という。)の導入を推進し、移動の利便性向上や移動の円滑化を図ることにより、公共交通の活性化や誰もが安全安心にお出かけできる環境の実現に資することを目的とする。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

福島市地域公共交通計画（令和7年2月一部改定）の評価指標では、令和12年度までに市内のUDタクシー等の導入率を20%とすることを目標としている。令和7年度の事業では、UDタクシーを5台導入する事により、導入率を16%とすることを目標とする。

(2) 事業の効果

UDタクシー等を導入することにより、高齢者や障がい者など様々な利用者の乗降時の負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、利用機会が増えることが想定されるので、公共交通利用者の増加が期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

令和7年度におけるUDタクシーの導入計画

UDタクシーの導入 5台

- ・大和自動車交通株式会社・・・シンタハイブリッド（準1） 3台
- ・株式会社北福島タクシー・・・シンタハイブリッド（準1） 2台

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）

- ・上記2社ともに身体1割引、知的1割引、精神1割引（免許返納割引1割引）

(2) 関連事項（以下、〈 〉 内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉等タクシー車両に係る事業〉

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）の第3条2項に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてUDタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和7年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー等 導入事業	12,500 千円	2,000 千円	千円	千円	10,500 千円
	100.00 %	16.0 %	%	%	84.0 %

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間													
事業の名称	令和3年度			令和7年度			令和8年度			4月	9月	12月	3月
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月				
UDタクシー等 導入事業					交付決定後着手5台								

7. 協議会の開催状況と主な議論

(令和7年6月26日開催の福島市地域公共交通活性化協議会にて協議予定)

8. 利用者等の意見の反映

(令和7年6月26日開催の福島市地域公共交通活性化協議会での意見を記載予定)

9. 協議会メンバーの構成員	
会長	福島大学 教授／前橋工科大学 特任教授
国土交通省	東北運輸局 福島運輸支局 首席運輸企画専門官 東北地方整備局 福島河川国道事務所 副所長
福島県	県北地方振興局 県民環境部長 県北建設事務所 管理課長
福島市	都市政策部長
交通事業者・関係団体等	東日本旅客鉄道株式会社 東北本部福島支店 副長 福島交通株式会社 福島支社長 福島交通株式会社 鉄道部長 阿武隈急行株式会社 代表取締役専務 ジェイアールバス東北株式会社 福島支店長 有限会社カネハチタクシー 代表取締役社長 公益社団法人福島県バス協会 専務理事 福島県タクシー協会 県北支部長 福島地区タクシー協同組合 事務局長 私鉄福島交通労働組合 福島支部長

福島県警察	福島警察署 交通第一課長 福島北警察署 交通課長
市民・利用者の代表	福島市町内会連合会 幹事 ふくこぶし福島（福島市老人クラブ連合会） 会長 ふくしま市女性団体連絡協議会 会長 社会福祉法人福島市社会福祉協議会 常務理事

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 福島市五老内町3番1号

(所属) 都市政策部 交通政策課

(氏名) 鈴木裕輔

(電話) 024-525-3762

(e-mail) koutsuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

バリアフリー化設備等整備事業

【担当部署】
国土交通省
物流・自動車局旅客課

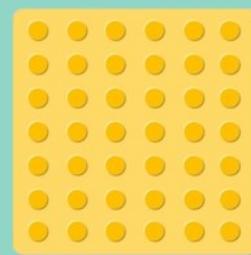
公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性向上の促進等を図るための取組を支援します。

補助対象事業者

乗合バス・タクシー事業者

補助対象経費と補助率

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・空港旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備
(段差の解消※)、転落防止設備の整備、
視覚障害者誘導用ブロックの整備等)



補助率：1／3

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入



ノンステップバス

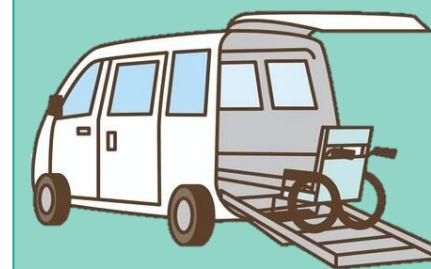


リフト付きバス

補助率：1／4 又は通常車両価格との差額1／2のいずれか少ない額

※メニューによって上限金額・上限台数が異なります。
別表をご確認ください。

○福祉タクシーの導入 (UDタクシー含む)



福祉タクシー

補助率：1／3

※メニューによって上限金額・上限台数が異なります。
別表をご確認ください。

※詳細は公募要領・別表をご確認ください。

問い合わせ先

令和7年度 交通DX・GXによる経営改善支援事業等補助金 事務局
メールアドレス：contact@kotsu-dx-gx.jp
コールセンター：0570-200-835

応募・交付申請期間

令和7年4月21日(月)14時～5月30日(金)16時
※マイページは4月25日(金)より随時発行



令和6年4月15日
物流・自動車局旅客課

新しいユニバーサルデザインタクシーを認定しました！

国土交通省は、平成24年3月より標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定を行っていますが、移動等円滑化実績における直近のユニバーサルデザインタクシーの導入状況における地域格差を是正し、主に地方部での需要に緊急的に対応するため、令和6年4月1日付で当該認定要領を改正し、新たに認定レベル準1を追加しました。今般、トヨタ自動車株式会社より認定レベル準1への認定申請があった同社製自動車（シエンタ ウエルキャブ仕様 タイプ1）について認定いたしました。

国土交通省は、平成24年3月に「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」を定め、当該標準仕様を満たすユニバーサルデザインタクシーについて認定を行ってきましたが、移動等円滑化実績における直近のユニバーサルデザインタクシーの導入状況においては、都心に導入が集中している状況があったため、地域格差を是正し、主に地方部での需要に緊急的に対応するため、令和6年4月1日付で当該認定要領を別紙1のとおり改正し、新たに認定レベル準1を追加しました。

今般、トヨタ自動車株式会社より同社製自動車（シエンタ ウエルキャブ仕様 タイプ1。下図参照。）について、上記改正により新設した認定レベル準1への認定申請があり、これを認定いたしました。

なお、新しい認定要領に基づいて認定した標準仕様ユニバーサルデザインタクシーについては、以下のマークを車体に表示することとなります。レベルによって、スロープの耐荷重等仕様が異なりますので、ステッカーをご確認の上、ご利用ください。（別紙2～4参照）



トヨタ自動車株式会社製 シエンタ ウエルキャブ仕様 タイプ1



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定レベル準1の認定を受けた車両における表示

＜問い合わせ先＞
物流・自動車局 旅客課 中村・山下
TEL: 03-5253-8111(内線 41-222)
03-5253-8569 (直通)

福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づく 月の輪幹線軸のダイヤ改正案について

1. 概要

本市公共交通計画で月の輪台幹線軸として位置付けている地域間幹線系統の月の輪経由梁川線、月の輪経由保原線については、保原まで同じ経路を運行していることから、2路線の一体的な見直しによる利便性、効率性の向上が課題となっていました。

これまでご報告しておりましたが、県、沿線市町、バス事業者等の関係者により協議を行い、令和7年2月に県が策定した県北圏域地域公共交通利便増進実施計画に基づき再編を実施します。

再編にあたり、現在検討中の月の輪経由梁川線の統合後の運行ダイヤおよび同経路を福島交通で自主運行している月の輪台団地線の減便について、福島交通よりダイヤ案が示されたのでご報告するものです。

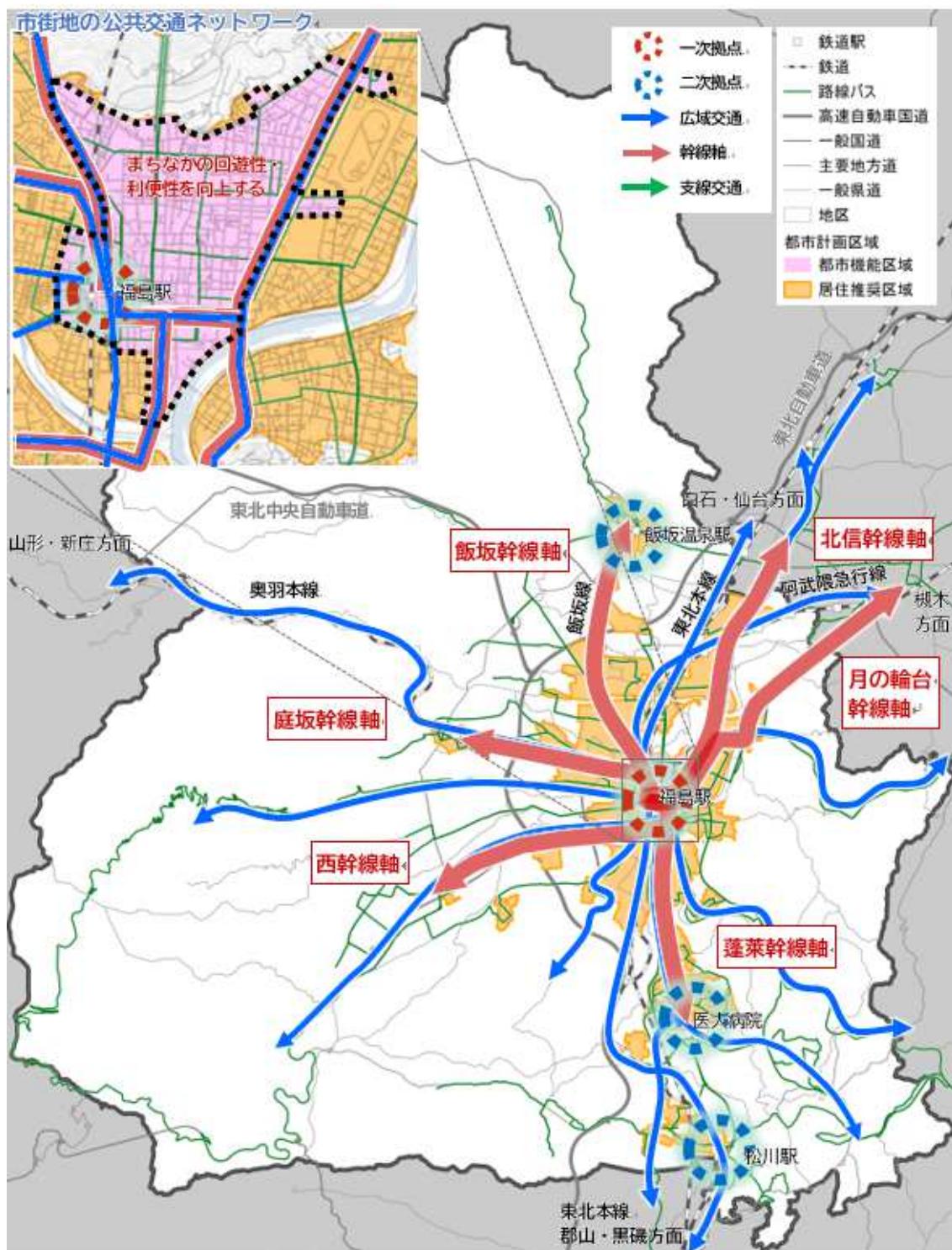
1. 実施内容

- ・月の輪経由梁川線と月の輪経由保原線の統合
- ・阿武隈急行「高子駅」を経由する経路へ変更
- ・福島駅～梁川の運行間隔の平準化（9時～15時台）
- ・福島交通が自主運行している月の輪台団地線のダイヤ調整
(月の輪経由梁川線と同経路を運行するため)

2. 実施時期

令和7年10月1日

【参考】



県北圏域地域公共交通利便増進実施計画の概要

月の輪台幹線軸の再編概要

(1) 伊達市・月の輪地区から福島市へのアクセス性向上

①事業の概要

項目	概要
課題	<ul style="list-style-type: none"> 月の輪経由梁川線及び月の輪経由保原線は、福島市内や福島市～保原地区間の利用は見られるものの、保原～梁川地区間の利用は相対的に少ない傾向。 一方、梁川高校の閉校に伴い、伊達高校や福島市内の高校への通学ニーズが増加しているため、通学流动なども踏まえた2路線一体的な見直しによる利便性・効率性の向上が必要。 また、沿線の高子駅周辺では宅地造成が進められ、今後人口増加が期待される地区であり、新たな需要の取り込みに向けて、当該地区への対応が必要。 加えて、福島市内では福島駅～保原駅間を「月の輪台幹線軸」として位置付け、一定水準のサービスを確保・維持することとしているため、関連路線の見直しに合わせて、当該幹線軸の利便性の維持・向上についても検討することが必要。
事業実施の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ①月の輪経由保原線は月の輪経由梁川線に統合し、梁川線の運行本数を増便 →梁川地区から伊達市街地・福島市街地へ移動時の利便増進 ※梁川線は伊達高校付近を経由しないが、現バス停から伊達高校等への距離が近く、現状でも梁川地区から伊達高校への通学に利用されており、保原線の影響は限定的と推察 ②高子駅を経由 →新たな人口集積が見込まれる地区での利便増進 ③福島駅～梁川間の運行間隔の平準化(9～15時台) →最大待ち時間の短縮による利便増進

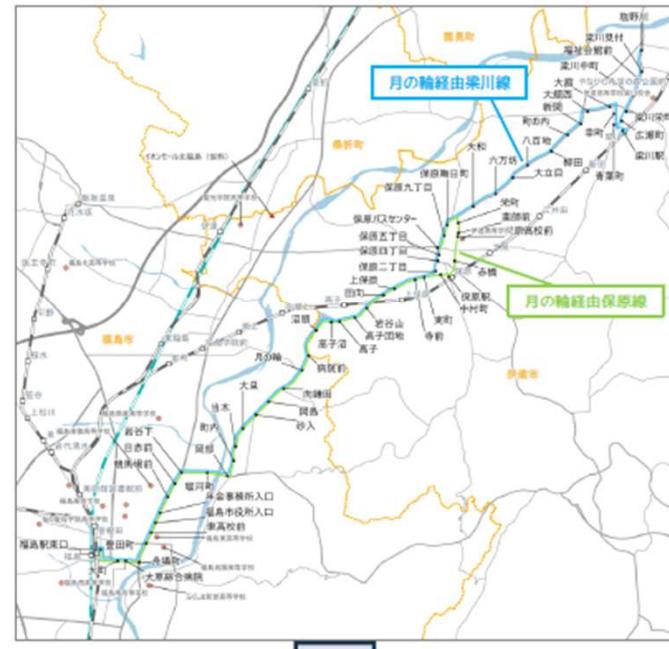
表 事業の概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①月の輪経由梁川線 ②月の輪経由保原線	①月の輪経由梁川線 ※②を①へ統合
運営主体	①②福島交通㈱	①～③福島交通㈱
運行事業者	①②福島交通㈱	①～③福島交通㈱
事業の種類	①②一般乗合旅客運送事業	①～③一般乗合旅客運送事業
運行形態	①②定時定路線	①～③定時定路線
起点・終点	①福島駅東口・塩野川 ②福島駅東口・保原バスセンター	①福島駅東口・塩野川
主たる経由地	①保原バスセンター ②月の輪	①保原バスセンター、高子駅
運行回数	①平日:10.5回/日 土日祝:8.5回/日 ②平日:9.5回/日 土日祝:6.5回/日	①平日:13.5～17.5回/日 土日祝:9.5～13.5回/日

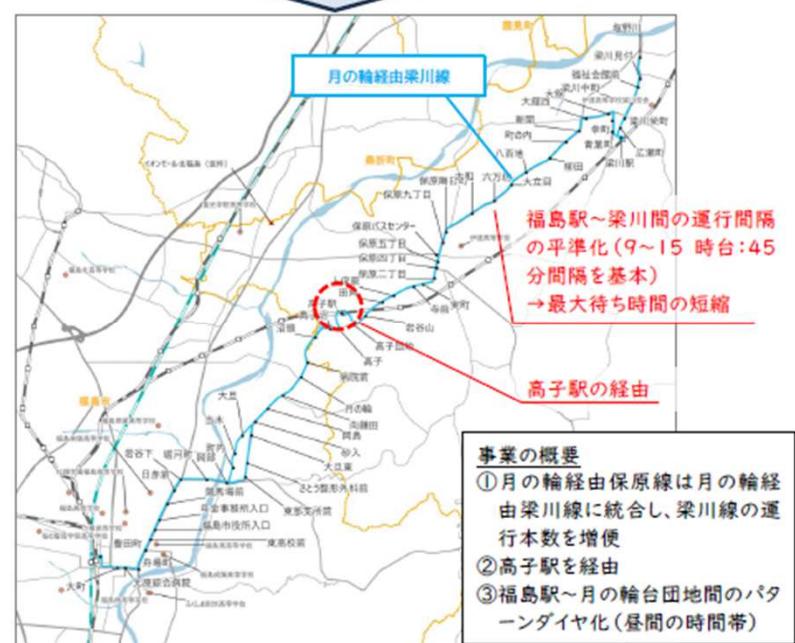
※赤字が変更箇所

②運行概要図

事業実施前



事業実施後

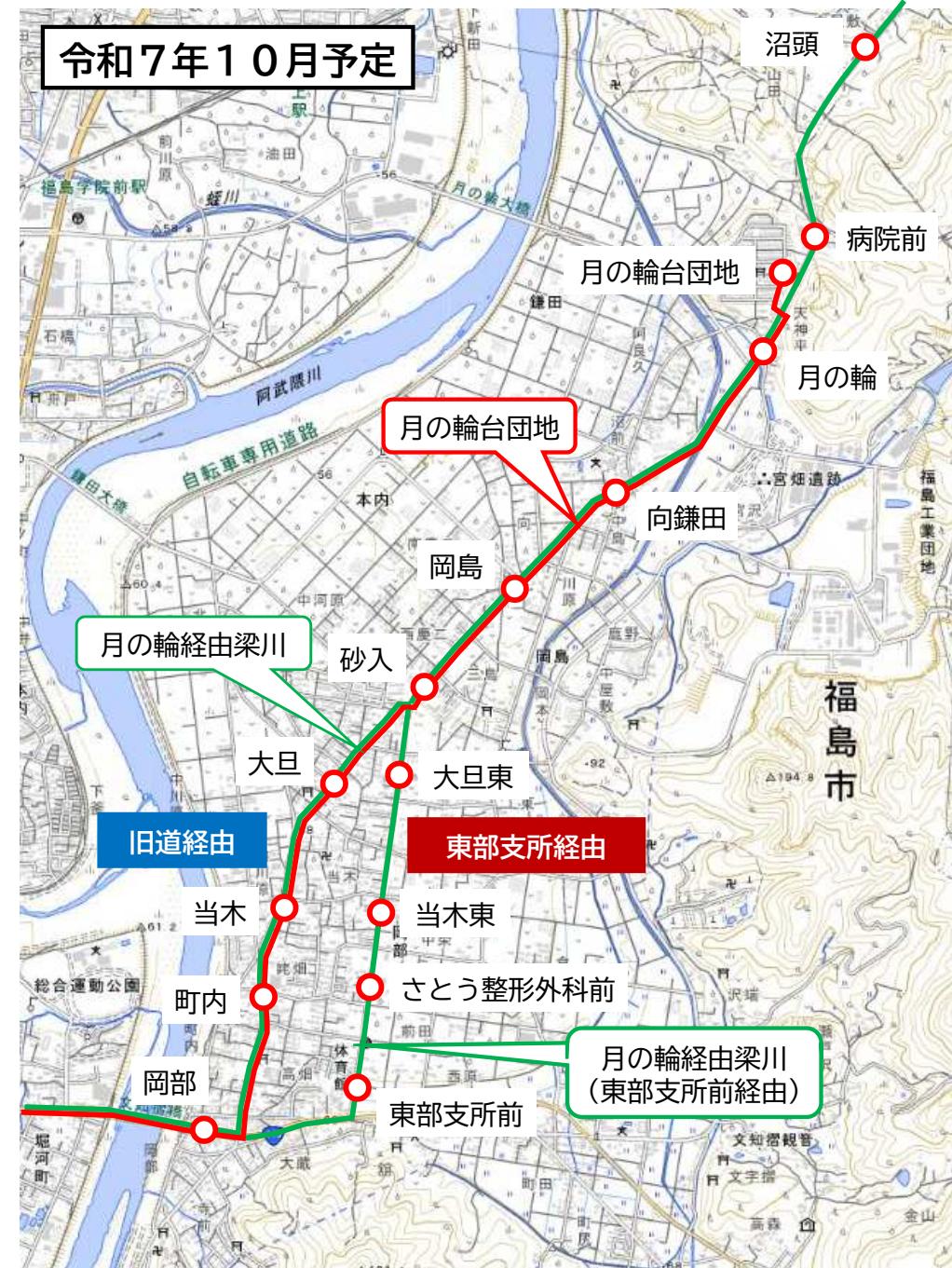


東部支所管内の運行経路

令和7年4月現在



令和7年10月予定



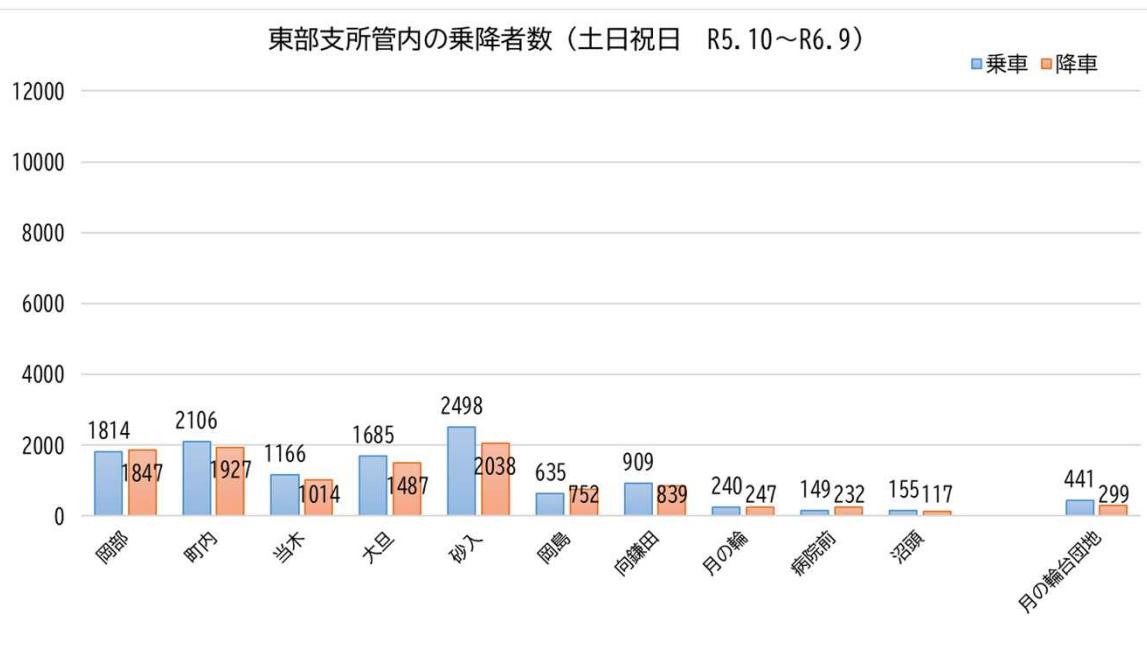
東部支所管内の利用状況

福島交通提供資料より

東部支所管内の乗降者数（平日 R5.10～R6.9）



東部支所管内の乗降者数（土日祝日 R5.10～R6.9）



◆平日

・旧道経由（砂入～岡部）

- 1日当たりの利用者 46～83人程度と多い
- 1便あたりの利用者 0.8～1.2人程度
- 9時～15時台の利用者 全体の約3割

・東部支所経由

- さとう整形外科前の利用者 1日10人程度
- その他の停留所の利用者 1日4～5人程度

・利用者の比率

旧道経由：東部支所経由 = 9 : 1

◆土日祝日

・旧道経由（砂入～岡部）

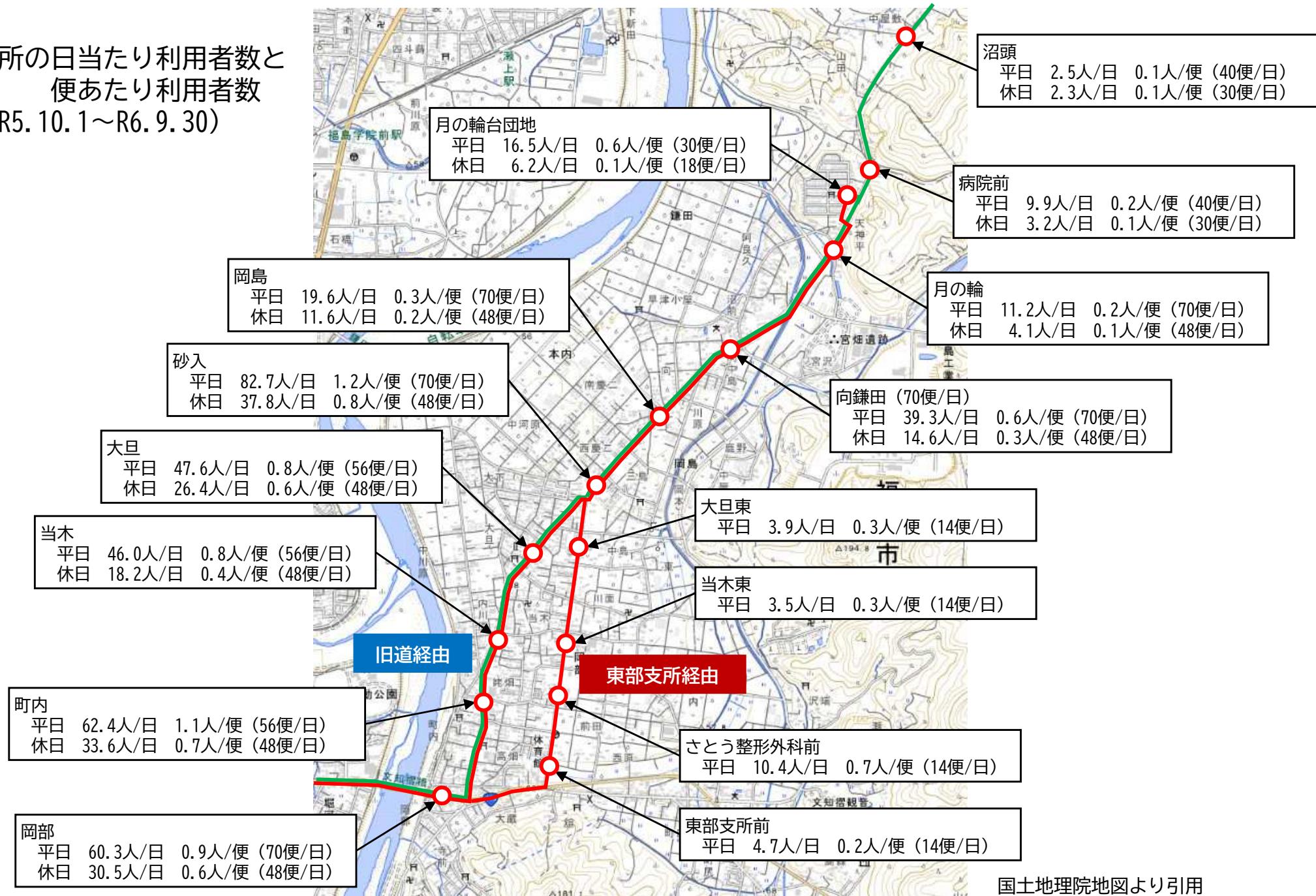
- 1日当たりの利用者 18～38人程度
- 1便あたりの利用者 0.4～0.8人程度
- 9時～15時台の利用者 全体の約4割強

- ・月の輪経由梁川線と月の輪経由保原線の統合
・利用状況に合わせた便数の最適化
・9時～15時台の等間隔ダイヤの導入

東部支所管内の利用状況

福島交通提供資料より

各停留所の日当たり利用者数と
便あたり利用者数
(R5.10.1～R6.9.30)



国土地理院地図より引用

令和7年10月ダイヤ改正(案)について

福島交通提供資料より

平 日

梁川→福島駅東口

月の輪経由梁川

10便 → 15便

月の輪経由梁川 (東部支所経由)

0便 → 2便

月の輪経由保原

9便 → 0便

月の輪台団地

7便 → 6便

月の輪台団地 (東部支所経由)

8便 → 0便

計34便 → 23便

福島駅東口→梁川

月の輪経由梁川

11便 → 15便

月の輪経由梁川 (東部支所経由)

0便 → 3便

月の輪経由保原

10便 → 0便

月の輪台団地

6便 → 5便

月の輪台団地 (東部支所経由)

6便 → 0便

計33便 → 23便

令和7年4月1日現在	月台	月台	梁川	保原	月台	保原	梁川	東)月台	月台	保原	梁川	東)月台	保原	月台	梁川	東)月台	保原	梁川	月台	梁川	東)月台	保原	東)月台	梁川	東)月台	保原	梁川	月台							
塙野川			6:40				7:48			8:45		9:30			11:35		12:50		13:43		14:48			16:10		17:30									
栗川駅			6:46				7:54			8:51		9:36			11:41		12:56		13:49		15:54			16:16		17:36									
保原暁日町			6:56				8:04			9:01		9:46			11:51		13:06		13:59		15:04			16:26		17:46									
保原バスセンター							7:10	7:35	↓	8:36	↓	9:46			10:15	10:55	↓	12:38	↓	13:55	↓	15:35	↓		17:10	↓	18:10								
保原バスセンター入口							6:57	↓	8:05	↓	9:02	9:47	↓	10:22	11:02	↓	12:45	↓	13:07	14:00	↓	15:05	↓	16:27	↓	17:47	↓								
保原駅							7:17	7:42	↓	8:43	↓	9:48			10:27	11:07	11:58	12:50	13:13	14:06	15:11	15:47	↓	16:22	17:53	18:22									
高子団地			7:04	7:22	7:47	8:11	8:48	9:08	↓	9:53	10:27	11:07	11:58		12:35	13:45	14:50	15:35	16:10	17:10	17:40	17:58	18:27												
月の輪台団地			6:30	6:53	↓	7:40	↓	8:15	8:45	↓	9:40	↓	10:15	↓	10:55	↓	11:40	↓	12:35	↓	13:45	↓	14:50	↓	15:35	↓	16:10	↓	17:30						
月の輪			6:31	6:54	7:09	7:27	7:41	7:52	8:16	8:46	8:53	9:13	9:41	9:48	10:16	10:32	10:56	11:12	11:41	12:03	12:36	12:55	13:18	13:46	14:11	14:51	15:16	15:36	16:11	16:38	17:11	17:27	17:58	18:27	
さとう整形外科前			7:3	5	↓	7:4	↓	8:22	8:47	↓	9:47	↓	10:02	↓	11:47	↓	12:42	↓	13:42	↓	14:42	↓	15:42	↓	16:17	↓	17:17	↓	18:17						
東部支所前			7:3	5	↓	7:4	↓	8:22	8:47	↓	9:47	↓	10:02	↓	11:47	↓	12:42	↓	13:42	↓	14:42	↓	15:42	↓	16:17	↓	17:17	↓	18:17						
岡部			6:39	7:02	7:18	7:35	7:49	8:00	8:24	8:54	9:01	9:21	9:49	10:06	10:24	10:40	11:04	11:20	11:49	12:11	12:44	13:03	13:26	13:54	14:19	14:59	15:24	15:44	16:00	16:19	16:46	17:19	17:35	18:06	18:35
日赤			6:42	7:05	7:22	7:38	7:52	8:03	8:27	8:57	9:04	9:24	9:52	10:09	10:27	10:43	11:07	11:23	11:52	12:14	12:47	13:06	13:29	13:57	14:22	15:02	15:27	15:47	16:03	16:22	16:49	17:22	17:38	18:09	18:38
福島駅東口			6:56	7:19	7:43	8:01	8:11	8:26	8:43	8:46	9:11	9:18	9:40	10:06	10:41	11:21	11:37	12:06	13:01	13:20	13:45	14:11	14:38	15:16	15:43	16:01	16:17	16:36	17:05	17:36	17:54	18:28	18:52		

令和7年10月1日現在	月台	月台	梁川	保原	月台	保原	梁川	東)月台	月台	保原	梁川	東)月台	保原	月台	梁川	東)月台	保原	梁川	月台	梁川	東)月台	保原	東)月台	梁川	東)月台	保原	梁川	月台				
福島駅東口			7:00				7:30			8:50		9:35			10:10		11:40		12:25		13:10	13:55	14:40		15:25		16:10		17:10	17:45	18:10	
栗川駅			6:46				7:36			8:56		9:41			10:16		11:46		12:31		13:16	14:01	14:46		15:31		16:16		17:16	17:51	18:16	
保原暁日町			6:56				7:46			9:06		9:51			10:26		11:56		12:41		13:26	14:11	14:56		15:41		16:26		17:26	18:01	18:26	
保原バスセンター							6:57	7:17	7:47		9:07	9:52		10:27		11:57		12:42		13:27	14:12	14:57		15:42		16:27		17:27	18:02	18:27		
保原駅																																
高子団地							7:04	7:24	7:54		9:13	9:58		10:33		11:18		12:08		12:48		13:33	14:18	15:03		15:48		16:33		17:33	18:08	18:33
月の輪			6:30	6:53	↓	7:40	↓	8:15	8:50	↓	9:55	↓	10:38	↓	11:23	↓	12:08	↓	12:53	↓	13:38	14:23	15:08		15:53		16:38		17:11	17:38	18:13	18:38
さとう整形外科前			6:31	6:54	7:09	7:29	7:41	7:59	8:16	8:51	9:15	9:51	10:03	10:38	11:23	12:08	12:53	13:38	14:23	15:08	15:53	16:38	17:11	17:38	18:13	18:38						
東部支所前																																
岡部			6:39	7:02	7:18	7:38	7:49	8:08	8:24	8:59	9:26	10:11	10:46	11:31	12:16	13:01	13:46	14:31	15:16	16:01	16:46	17:19	17:46	18:21	18:46	19:01	19:25	19:50	20:30			
日赤			6:42	7:05	7:22	7:42	7:52	8:12	8:27	8:52	9:30	10:14	10:49	11:34	12:19	13:04	13:50	14:34	15:19	16:04	16:50	17:22	17:50	18:24	18:49	19:04	19:44	20:04	20:30			
保原																																
保原バスセンター入口																																
保原バスセンター																																
保原暁日町																																
栗川駅																																
塙野川																																

【6時～8時台】
10便→9便
1便→0便 (東部支所経由)

【9時～15時台】
12便→7便
5便→2便 (東部支所経由)

【16時～19時台】
4便→5便
2便→0便 (東部支所経由)

令和7年4月1日現在	月台	月台	梁川	保原	月台	保原	梁川	東)月台	月台	保原	梁川	東)月台	保原	月台	梁川	東)月台	保原	梁川	月台	梁川	東)月台	保原	東)月台	梁川	東)月台	保原	梁川	月台																																							
福島駅東口			7:12				7:40			8:10		8:25			9:25		9:40		10:00		10:20		10:40		11:00		11:45		12:05		13:10		13:30		14:10		14:40		15:05		15:40		16:05		16:30		17:00		17:30		17:50		18:15		18:45		19:10		19:50		20:30						
日赤			7:22				7:40			8:10		8:35			8:50		9:10		9:35		9:50		10:10		10:30		10:50		11:20		11:55		12:15		12:55		13:20		13:40		14:20		15:05		15:40		15:50		16:15		16:40		17:10		17:40		18:00		18:25		18:55		19:20		20:04		20:40
岡部			7:27				7:45			8:15		8:40																																																							

令和7年10月ダイヤ改正(案)について

福島交通提供資料より

土日祝日

梁川→福島駅東口

月の輪経由梁川

8便 → 13便

月の輪経由保原

6便 → 0便

月の輪台団地

8便 → 0便

計 22便 → 13便

令和7年4月1日現在	月台	梁川	保原	梁川	梁川	月台	梁川	月台	保原	月台	保原	月台	梁川	月台	保原	月台	梁川	梁川	月台	保原	月台	梁川	梁川	月台	保原	月台	保原	
塙野川		6:40		8:00	8:35		9:30						12:50				15:38	16:10					17:20					
梁川駅		6:46		8:06	8:41		9:36						12:56				15:44	16:16					17:26					
保原晦日町		6:56		8:16	8:51		9:46						13:06				15:54	16:26					17:36					
保原バスセンター		↓	7:35	↓	↓		↓		11:00				12:38	↓		14:20	↓	↓				17:05	↓	18:21				
保原バスセンター入口		6:57	↓	8:17	8:52		9:47						12:07	↓		15:55	16:27	↓				17:37	↓					
保原駅		↓	7:42	↓	↓		↓		11:07				12:45	↓		14:27	↓	↓				17:12	↓	18:28				
高子団地		7:03	7:47	8:23	8:58		9:53		11:12				12:50	13:13	14:32	16:01	16:33	17:17	17:43	18:33								
月の輪台団地		6:37	↓	↓	↓	↓	9:32	↓	10:20	↓	11:45	12:35	↓	13:45	↓	15:00	↓	↓	16:55	↓	↓	↓	↓					
月の輪		6:38	7:08	7:52	8:28	9:03	9:33	9:58	10:21	11:17	11:46	12:36	12:55	13:18	13:46	14:37	15:01	16:06	16:38	16:56	17:22	17:48	18:38					
岡部		6:46	7:16	8:00	8:36	9:11	9:41	10:06	10:29	11:25	11:54	12:44	13:03	13:26	13:54	14:45	15:09	16:14	16:46	17:04	17:30	17:56	18:46					
日赤		6:49	7:19	8:03	8:39	9:14	9:44	10:09	10:32	11:28	11:57	12:47	13:06	13:29	13:57	14:48	15:12	16:17	16:49	17:07	17:33	17:59	18:49					
福島駅東口		7:00	7:35	8:17	8:55	9:30	9:58	10:25	10:46	11:42	12:11	13:01	13:20	13:45	14:11	15:02	15:26	16:33	17:05	17:21	17:47	18:15	19:03					



令和7年4月1日現在	梁川	梁川	月台	梁川	月台	保原	梁川	月台	保原	月台	保原	月台	梁川	梁川	保原	保原	保原	保原	保原	保原	梁川	梁川	保原	保原	梁川	梁川	月台	梁川	
福島駅東口		7:12	8:25	9:05	9:25	9:50	10:10	10:40	11:10	11:45	12:05	13:10	13:30	14:10	15:00	15:35	16:20	17:00	17:30	17:55	18:35	19:20	19:50						
日赤		7:22	8:35	9:15	9:35	10:00	10:20	10:50	11:20	11:55	12:15	13:20	13:40	14:20	15:10	15:45	16:30	17:10	17:40	18:05	18:45	19:30	20:00						
岡部		7:27	8:40	9:20	9:40	10:05	10:25	10:55	11:25	12:00	12:20	13:25	13:45	14:25	15:15	15:50	16:35	17:15	17:45	18:10	18:50	19:35	20:05						
月の輪		7:35	8:48	9:28	9:48	10:13	10:32	11:03	11:33	12:07	12:28	13:33	13:52	14:33	15:23	15:58	16:42	17:22	17:52	18:18	18:58	19:42	20:13						
月の輪台団地		↓	↓	9:30	↓	10:15	↓	11:35	↓	12:30	12:35	↓	14:35	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓		
高子団地		7:40	8:53	9:53	10:38	11:08	12:13						13:58	15:28	16:03	16:48	17:28	17:58	18:23	19:03	19:48	20:18							
保原駅		↓	↓	↓	10:44	↓	12:19						14:04	↓	↓	16:54	17:34	18:04	↓	↓	19:54	↓							
保原バスセンター入口		7:46	8:59	9:59	↓	11:14							15:34	16:09	↓	↓	↓	18:29	19:09	↓	20:02	↓							
保原バスセンター		↓	↓	↓	10:52	↓	12:27						14:12	↓	↓	17:02	17:42	18:12	↓	↓	20:25	↓							
保原晦日町		7:47	9:00	10:00		11:15							15:35	16:10	↓	↓	18:30	19:10	↓	20:25									
梁川駅		7:57	9:10	10:10		11:25							15:45	16:20				18:40	19:20		21:35								
塙野川		8:07	9:20	10:20		11:35							15:55	16:30				18:50	19:30		21:43								

令和7年4月1日現在	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	梁川	
福島駅東口		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00						13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	19:50								
日赤		7:10	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10						13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10	20:00								
岡部		7:15	8:15	9:15	10:15	11:15	12:15						13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	19:15	20:05								
月の輪		7:23	8:23	9:23	10:23	11:23	12:23						13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	19:23	20:13								
月の輪台団地		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
高子団地		7:28	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28						13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28	19:28	20:18								
保原駅		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
保原バスセンター入口		7:34	8:34	9:34	10:34	11:34	12:34						13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34	19:34	20:24								
保原バスセンター		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
保原晦日町		7:35	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35						13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	19:35	20:25								
梁川駅		7:45	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45						13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45	19:45	20:35								
塙野川		7:58	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58						13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58	19:58	20:46								



月の輪台団地の減便について

福島交通提供資料より

- ◆ダイヤ改正により、**土日祝日の月の輪台団地発着の便が減便となる。**
(土日祝日に「月の輪台団地」停留所に停車するバスが無くなる。)

【月の輪台団地】	平日 福島駅行き	15便	→ 6便
	月の輪台団地行き	12便	→ 5便
	土日祝日 福島駅行き	8便	→ 0便
	月の輪台団地行き	6便	→ 0便

- ◆月の輪台団地の**土日祝日の利用者は**
乗車が**3.3人/日**、降車が**1.5人/日**と少ない。

- ◆利用者には、「病院前」や「月の輪」停留所をご利用いただくよう、
福島交通から周知する。

「月の輪台団地」の乗降者数 (R5.10.1～R6.9.30)





令和7年6月11日
国土交通省東北運輸局

「地域公共交通利便増進事業」の実施計画を認定 ～利便性・持続可能性の高い地域公共交通を目指して～

東北運輸局は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、福島県に関する2件の「地域公共交通利便増進実施計画」を認定しました。

新規認定：福島県県北圏域、福島県県中・県南圏域（令和7年6月11日付）

- 地域公共交通利便増進実施計画とは、地域公共交通ネットワークの再編や、ダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続的な提供を図る事業を実施するための計画です。今回の認定により東北運輸局管内で計11件、福島県では計4件の認定となります。

＜参考＞これまでに認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画の概要

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000075.html

- 本計画の認定により、運行費に関する補助要件の緩和・重点的な支援など、計画に位置付けられた取組について様々な国の支援受けることができます。

《事業概要》

- 福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画（新規）
 - ・広域路線バスの系統の統合や、地区の移動特性に合わせた乗合タクシーの導入等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。
- 福島県県中・県南圏域地域公共交通利便増進実施計画（新規）
 - ・広域路線バスの系統の統合や、ニーズに合わせたダイヤの見直し等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。

〈詳しくは別紙をご覧ください〉

〈問合せ先〉

東北運輸局交通政策部交通企画課 大内

TEL：022-791-7507

福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画(概要)

新規



- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
- このため、広域路線バスの系統の統合や、地区の移動特性に合わせた乗合タクシーの導入等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。

事業の内容

※①～⑤は下図の番号に対応

①系統の統合及び人口集積地への経由

- 近接して運行する2系統の統合・本数の増加、及び人口集積が進む阿武隈急行・高子駅周辺の宅地造成地区への経由

②松川地区の移動特性に合わせた地域内交通への転換

- 現在の路線バスを、路線バスと乗合タクシーの運行へ分割、また地区特性に合わせて各路線の経路を再設定

③沿線の大学への乗り入れを実施

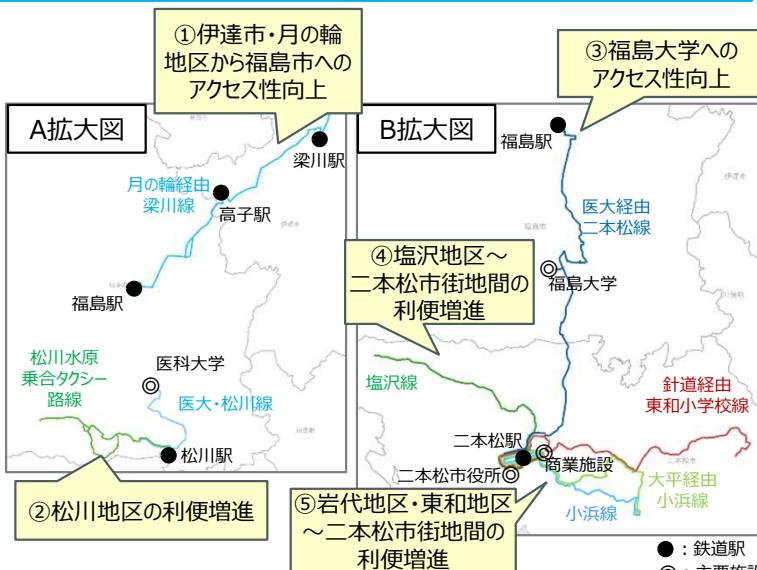
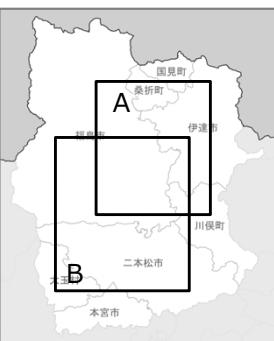
- 沿線に立地する大学の構内へ新たに乗り入れを実施

④・⑤市街地での主要な施設への延伸を実施

- 二本松市街地において、主要な商業施設等が立地する方面へ各路線の経路の延伸を実施

【対象エリア】

福島県県北圏域
(福島市、二本松市、
伊達市、本宮市、桑折町、
国見町、川俣町、大玉村)



事業の効果

①人口集積地等からの新たな利用者の取り込み

- 人口集積が進む地区を経由する経路へ見直しを図ることで、当該地区に居住する住民などの新たな利用者の取り込みを図る

②地区内の移動時の利便増進

- 地区的移動特性に合わせた経路・運行方法の見直しにより、地区内の移動時の利便増進、及び運行の効率化に寄与

③域内の公共交通の利用者数増加

- 新たに大学構内への乗り入れにより、大学生の通学や職員の通勤時における移動の利便増進を図るとともに、鉄道運休時等の代替移動手段を提供

④・⑤域内の公共交通の利用者数増加

- 住民の移動ニーズが高い施設へのアクセス性向上による利便増進を図る

事業とあわせて実施する取組

■利用者に対する周知・広報の徹底

- 見直しにより利用しやすくなったことを知つもらうことが特に重要であるため、交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する

■新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実施

- 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携したモビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る

・作成自治体 福島県、県北圏域8市町村

・事業実施区域 福島県県北圏域

・事業実施予定期間 R7年10月～R13年3月

- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
- このため、広域路線バスの系統の統合や、ニーズに合わせたダイヤの見直し等住民の移動実態を踏まえた経路等の見直しなどを行うことにより利便増進と効率化を図る。

事業の内容

※①～⑦は下図の番号に対応

①系統の統合及び郡山方面への路線の新設

- 近接して運行する2路線の統合・主要施設への経路の延伸、及び三春町～郡山市間を運行する路線を新設（三春町南部を新たに運行）

②系統の統合及びニーズに合わせたダイヤの見直し

- 地域の移動ニーズに合わせて、3系統の統合及びダイヤの見直しを実施

③系統の統合及び人口集積地への運行回数の増加

- 岡の内線を竜崎経由石川線に統合し、人口が集積する牡丹台ニュータウン内を経由する経路へ見直し及び運行回数を増加

④～⑦市街地内での主要な施設への延伸を実施

- 石川市街地において、主要な商業施設等が立地する方面へ各路線の経路の延伸を実施

事業の効果

①三春町から郡山市街地へのアクセス性の向上

- 主要施設への経路の延伸により三春町内での移動時の利便増進、及び系統の新設により三春町南部から郡山市街地へのアクセス性の向上を図る

②運行の効率化及び利便増進

- 系統の統合により運行の効率化を図るとともに、利用ニーズに応じたダイヤの見直しにより利便増進を図る

③人口集積地における移動時の利便増進

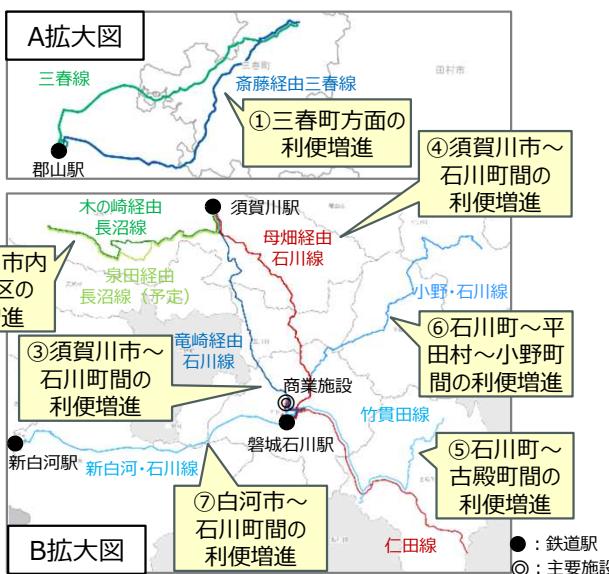
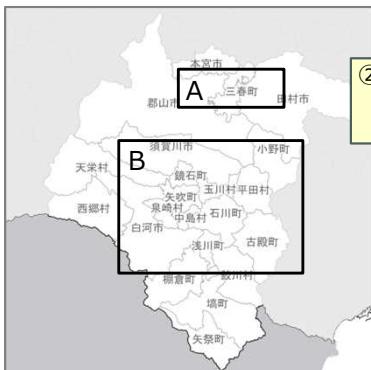
- 牡丹台ニュータウンから須賀川市街地への移動機会が増加することで、移動時の利便増進を図る

④～⑦域内の公共交通の利用者数増加

- 住民の移動ニーズが高い施設へのアクセス性向上による利便増進を図る

【対象エリア】福島県県中・県南圏域

(郡山市、白河市、須賀川市、田村市、本宮市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町)



事業とあわせて実施する取組

■利用者に対する周知・広報の徹底

- 見直しにより利用しやすくなったことを知つもらうことが特に重要であるため、交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する

■新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実施

- 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携したモビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る

・作成自治体 福島県、県中・県南圏域22市町村

・事業実施区域 福島県県中・県南圏域

・事業実施予定期間 R7年10月～R13年3月

その他

その他

(件名)

今後の取り組みについて(市の対応方針)

(内容)

深刻化する運転手不足に働き方改革の影響が相まって、運転手の確保が困難な状況が続き、運行の効率化や運転手の適正配置、公共交通のDXの推進が急務となっています。

地域の移動手段を持続的に確保していくためには、本市が目指すまちの姿と現状の課題とのバランスを取りながら、交通の担い手の確保を図り、多様な運行形態、多様なサービスを総動員して効果的に配置していく必要があります。

そのため、各拠点間を結ぶバス、鉄道網は、既存の定時定路線型の交通を活用し、できるだけ維持しながら利便性を高めます。

それぞれの地域内の移動を支える交通は、地域の需要や実情に応じて路線の再編を進めるとともに、AIオンデマンド交通など、柔軟な運行形態を検討するなど、公共交通のDXも併せて進めながら運行の効率化を図ります。

交通空白地帯の解消に向けては、地域主体の小さな交通を市民共創で育てながら、成功事例を積み重ね、他地区への展開を図ってまいります。

バス路線運行維持対策事業では、住民の日常生活を支える路線バス等を補助金等で支援していくほか、従業員の第2種免許取得費用に対する事業者補助制度を創設するなど、担い手の人材確保も支援することで、路線の維持確保等に努めてまいります。

しかしながら、公共交通を維持していくためには、事業者の自助努力や行政の支援だけでなく、市民の協力が不可欠です。

公共交通に関する情報を開示して、その現状をご理解いただくとともに、地域で乗って支える、そういう取組も市民にお願いしてまいります。

これら施策を着実に実行しながら、公共交通に関わるあらゆる関係者と共に、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに資する持続可能な公共交通体系の構築を目指してまいります。

その都度、協議会の皆様にはご説明いたしますので、今後もご助言を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

今後のスケジュール（予定）

